

目 次

I	設置の趣旨及び必要性	P. 2
II	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P. 10
III	教育課程の編成の考え方及び特色	P. 11
IV	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P. 14
V	基礎となる学部との関係	P. 16
VI	「大学院設置基準」第2条の2項又は第14条による教育方法の実施	P. 16
VII	入学者選抜の概要	P. 19
VIII	教員組織の編成の考え方及び特色	P. 20
IX	施設・設備等の整備計画	P. 22
X	管理運営	P. 24
X I	自己点検・評価	P. 26
X II	情報の公表	P. 28
X III	教育内容等の改善のための組織的な研修等	P. 28
X IV	転入学する学生への措置について	P. 30

I 設置の趣旨及び必要性

(1) 学校法人の沿革

学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）は、昭和46年11月に学校法人寄附行為認可を受け、翌年4月に、「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を建学の精神として、医学部単一学部からなる兵庫医科大学を開学し、昭和53年4月には大学院医学研究科を設置した（西宮キャンパス）。

平成9年10月には、地域医療に貢献すべく兵庫医科大学篠山病院を開設し、その後、平成11年9月にささやま老人保健施設を開設した（篠山キャンパス）。

平成19年には、将来的な医療の在り方、これに対する医学部教育の実績を積み重ねてきた本法人の役割・責任を踏まえ、「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する。」との教育理念に基づき、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）及びリハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）の3学部4学科を擁する兵庫医療大学を開学した。その後、平成23年4月に大学院看護学研究科及び医療科学研究科を、平成25年4月に大学院薬学研究科を設置した（神戸キャンパス）。

このように、本法人は医療総合大学を標榜しチーム医療推進のため、「学校法人兵庫医科大学のチーム医療」を定め、チーム医療を実践する医療人の育成に努めてきた。

兵庫医科大学開学から49年、兵庫医療大学開学から14年が経過し、建学の精神に則り、多くの有為な医療人を社会に輩出するとともに、教育・研究基盤も拡充し、医療系大学として一定の評価を得るまでに成長してきた（令和2年度までの卒業生数は、兵庫医科大学医学部4,408名、兵庫医療大学：薬学部1,171名、看護学部1,136名、リハビリテーション学部927名）。

(2) 設置（統合）の経緯及び趣旨

現在、大学を取り巻く環境は、18歳人口減少という人口構造の変化の中、厳しさを増しており、各大学が生き残りをかけて戦略を模索している。また、大学の連携・統合等の点では、国立大学の一法人複数大学制度、私立大学での学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進など、連携・統合や事業承継円滑化の環境整備が進められている。

医療系大学等においても、医療人育成機関の増加、国家試験の難関化など厳しい状況に変わりはなく、医科大学が医療系学部を順次設置していく中で、統合後の兵庫医科大学の4学部それぞれが教育改革を行い、「医系総合大学」として特色ある優れた医療人を養成することで社会的責任を果たしていく。

また、チーム医療の現状については、本法人は、「多職種連携教育」に関して「学校法人兵庫医科大学のチーム医療」を定め、その中で「兵庫医科大学・兵庫医療大学間で大学・学部の垣根

を超え、ボーダレスな教育を行う。」「両大学は連携してチーム医療の推進について研究を行い、情報を発信する。」と謳っており、実際に教育面では4学部合同のチーム医療演習などを行い、一定の成果を収めている。では実際に医療現場でチーム医療を両大学の卒業生は実践できているかを見ると、時代の趨勢とともにチーム医療は浸透しつつあるものの、現状では役割分担の域を出ず、多職種が「連携」しているとは言い難い状況にある。今後は、医療の質向上のためには、業務分担ではなく、多職種が連携し、相互に影響する多職種連携「Interprofessional」を目指す必要がある。

現在、本法人では、西宮キャンパスの新病院建設計画を進めており、予定では令和8年度開院となる。統合後、兵庫医科大学全学部の学生は、最新の医療施設・設備を整えた新病院で臨床実習等を行うことが可能となり、教育環境が一層改善されることとなる。また、新病院建設に合わせて地域医療機関との連携を一層強化することにより、卒業生の安定的な就職先の確保にも寄与することが見込まれる。

以上のことも含め、今後の将来展望を踏まえて、本法人に求められる①質の高い医師、医療専門職者を養成するための教育・研究体制の充実及び教育の質の向上 ②法人運営及び組織体制の強化 ③「医系総合大学」としての認知度及び評価の向上などの点から、「医学部」「薬学部」「看護学部」「リハビリテーション学部」それぞれにおける教育を従来以上に緊密な連携のもと実施するため、兵庫医科大学と兵庫医療大学を統合し、4学部5学科の新たな「医系総合大学」とすることの結論に至り、令和2年11月28日開催の理事会において、令和4年4月に兵庫医療大学の3学部3研究科を、現状と同じ内容で兵庫医科大学に設置し、兵庫医療大学は廃止するという大学統合計画が承認された。兵庫医療大学の廃止に際しては、令和4年4月1日に同大学の学生募集停止及び在学生の兵庫医科大学への転入学を併せて実施する。

当該計画においては、文部科学省から、令和2年10月に「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第四の四の(三)の適用審査において、「適用可能」との回答を得ており、また、令和2年12月には「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」第3条に係る教員審査省略の該当の適否の事前相談において、「教員審査の省略が可能」との回答を得ている。

(3) 薬学研究科設置の趣旨

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科は、平成25年3月に薬学部が完成年度を迎えた後に、同年4月開設された。

近年の医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、医薬品の適正使用という社会ニーズに応え、医療人として質の高い薬剤師を養成するため、平成18年度から6年制の学部教育が開始された。しかしその目標は学部教育だけで完結するものではない。質の高い薬剤師は臨床の場で新

たな問題点を見つけ出し、自らそれを研究し解決する能力を持つことが必要である。また、高度治療の開発には臨床経験を有する医師による基礎医学の分野での貢献が著しい。新たな薬物療法の開発には薬剤師資格を有し、高度な研究能力を併せ持つ研究者の養成が必要である。基礎薬学の研究においても、臨床経験を有する薬剤師が純粋な基礎科学者とは異なる視点から関与することにより、新たな展開が期待される。かかる社会的状況を踏まえ、兵庫医療大学では大学院薬学研究科博士課程を置いて次世代の薬学研究者並びに高度な研究能力を持つ薬剤師の育成を推進することとした。

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、以下のような人材を育成することを目指して教育・研究活動を行ってきた。

①高度な研究能力、すなわち臨床現場において問題点を発見し、それを解決する適切な研究計画を立案し、さらにその成果を論文化することのできる能力を持って薬剤師業務の質向上と変革を推進することができる。

②医療薬学における問題点を基礎薬学の視点から眺め、それを解決しうる基礎的・実験的研究課題を自ら設定し、それを新しい薬剤・製剤・臨床適応の開発に発展させていくことができる。

特に、現場の薬剤師がもっと研究に興味を持ち、臨床研究を行うことが医療の世界の中での薬剤師の存在価値を高めると考え、学生募集において社会人にも門戸を広げ、現在医療現場で活躍している薬剤師のアカデミック志向キャリアパスを配慮してきた。結果として、平成29年3月から令和2年3月までに6名の修了者が博士号を取得したが、5名は常勤の職員として勤務しながら在籍し、3名は卒業後病院薬剤師として勤務している。また、同一学校法人に属する兵庫医科大学との協力関係を活用し、学際的な研究教育を行ってきた。6名の修了者のうち、2名は兵庫医科大学病院に勤務する薬剤師であった。

2 大学統合後も、本学の基本理念である次世代の医療を担う医療人の育成の趣旨を発展させるべく薬学分野において、新たな展開を目指す研究を推進するとともに、社会の期待に対応すべく高度な研究能力を持つ薬剤師、薬学研究者を育成する大学院博士課程を設置したい。

(4) 薬学研究科設置の必要性

高齢化社会を迎え、医療に対するニーズは高まる一方であり、さらに医療の質の向上が求められる。我々は6年制の薬学部医療薬学科の上に立つ大学院として、高度な研究能力を有する薬剤師、及び薬剤師として臨床経験を有する薬学研究者を養成し、医療の質の向上に貢献する研究者を養成する。近年の医療の高度化に伴い、医療現場においてそれを実践するマンパワーに対する要求が高まっている。多職種協働（スキルミックス）の推進は医療レベルの高度化の必然的な

結果であり、様々な紆余曲折はあっても今後推進されていくことは間違いない。

我々が現在の医療界で必要とされていると考える人材の第一は、医療の質の向上に貢献する医療薬学研究マインドを持つ研究者・薬剤師である。4年制のみで薬学教育を行っていた時代には、研究マインドを持った人材の多くは基礎研究の分野を目指して大学や製薬企業に勤務し、臨床業務に携わることは少なかった。これからの薬剤師、薬学研究者には、チーム医療の中で高度な専門性職能が求められる。特に薬学分野では、過去に悲惨な薬害事件が数多く発生してきた経緯から、医薬品の安全使用に対する社会の要求は高まる一方である。このような事態を繰り返さないためには、薬剤師が積極的に薬物治療の科学的根拠の構築に寄与すべきである。次々と新薬が開発される中で、それらを適正に使用するには、知識の修得だけでは不十分であり、副作用の特性をいち早く感知し、薬物との因果関係に関する高度な判断力が求められる。すなわち、様々な医学的事象を科学的に検討できる能力を持つ薬剤師が必要とされる。臨床現場で積極的に問題点を見出し、それを研究課題として解決策を提示し、その成果を社会に還元することができる薬剤師が求められる。かかる薬剤師を養成するには、大学院において然るべきテーマを与え研究活動に従事させることが最も有効である。専門薬剤師制度は、現在、がんや感染制御、精神科、妊婦・授乳婦、H I V感染等の分野で制定されているが、これらの制度は第一線の病院で臨床経験を積むことに重点が置かれている。これらの資格を取得するにはピアレビューのある雑誌に複数の論文が掲載されることが求められる。研究能力を獲得することは専門薬剤師制度に基盤を与え、大学院教育における高度な研究能力を有する薬剤師を養成することは先進医療技術の開発のみならず、入学者のキャリアパスの基盤となる。

我々が現在の医療界で必要とされていると考える人材の第二は、臨床経験を有する薬学研究者である。すなわち、医療の現場を体験した事があり、医療薬学における問題点を基礎薬学の視点から眺め、それを解決しうる基礎的・実験的研究課題を自ら設定し、それを新しい薬剤・製剤・臨床適応の開発に発展させていくことができる人材を育てたいと考える。製薬業界においては、新薬候補の基礎的開発部門と臨床現場とのブリッジングを行える人材が必要とされている。これらの専門家を養成するために、先端医療の場で研究を行うことが必要とされる場合もある。その際には我々は兵庫医科大学病院と共同してこれを実現する。さらに基礎薬科学の研究者の養成も大学院薬学研究科の重要な責務と考えている。この分野は、伝統ある国公立大学の4年制薬学部を基礎とする大学院が有力であるとされているが、4年制薬学部は薬剤師資格取得が目的でないため、その教育課程も異なり、通常、卒業生には薬剤師受験資格はない。医療の現場と薬の開発現場との距離は意外と遠く、現在、薬剤の開発者が医療者と交流する機会は乏しい。新薬開発のアイデアは臨床の現場にこそあり、医療薬学の素養を持つ基礎薬科学研究者には新しい発想で基礎研究に取り組める素養が培われる。医学の分野では、臨床経験をつんだ後に基礎医学の分野に進んだ科学者はP h y s i c i a n S c i e n t i s t sといわれ、その中でノーベル賞を受

賞するほどの業績をあげた者は枚挙に暇がない。薬学の世界においても、臨床薬剤師として抱いた問題点を基礎薬科学研究に反映させ、その解決策を見出していく Pharmacist Scientist を養成することは、医療現場から研究現場へのアカデミック志向キャリアパスを提供し、基礎薬学の分野に新風を吹き込むものと期待する。

これらの社会的な要請を鑑み、4年制大学院の教育研究を通じて薬学分野における博士号を有する研究者さらには実務家を輩出することが医療系薬学部の社会的責務である。その結果として研究・教育にかかわる人材養成に繋がる。特に、大学における優れた研究・教育と医療現場の実務が融合し効果的に成果をあげるために、兵庫医科大学と兵庫医療大学が統合し、新たに誕生する兵庫医科大学薬学部に大学院薬学研究科を設置することは意義のあることと考える。

(5) どのような人材を養成するのか

① 教育・研究の理念・目的・目標

学校法人兵庫医科大学は、建学の精神として、「社会への奉仕、人間への深い愛、人間への幅広い科学的理解」を掲げて昭和47年兵庫医科大学を開学し、兵庫医科大学病院を開院した。昭和53年には大学院医学研究科を、平成9年には兵庫医科大学篠山病院（現兵庫医科大学ささやま医療センター）を、平成19年には兵庫医療大学を、平成23年には兵庫医療大学大学院を設立し、医療の諸分野において建学の精神を実現させてきた。現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科は、平成25年に設置され、先端的な内容の講義、演習、研究活動によって最先端の薬学に関する知識と科学的な思考力を高め、医療薬学の諸問題を解決する高度な能力を持った人材を養成することにより、社会に貢献してきた。2大学統合後も引き続き、薬学研究の分野で建学の精神を発展させていくことが兵庫医科大学大学院薬学研究科の使命であり、理念・目的・目標を以下のように定める。

<理念>

薬学研究科の理念は、高度な研究能力を有する薬剤師、そして臨床経験を有する薬学研究者を養成することにより、人々の健康の増進及び薬学の進歩・発展に寄与することである。

<目的>

薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。

<目標>

本研究科の目的を達成するために、以下のような人材を育成することを目標とする。

1. 高度な研究能力、すなわち医療の現場において問題点を発見し、それを解決する適切な研究計画を立案し、さらにその成果を論文化するところの能力を持って医療の質向上と変革を推進することができる医療専門職者。
2. 医療薬学における問題点を基礎薬学の視点から提起し、それを解決しうる基礎的・実験的研究課題を自ら設定し、それを新しい薬剤・製剤・臨床適応の開発に発展させていくことができる薬学研究者。

上記の理念・目的・目標をより具体的な形で学生に示すために、平成28年に下記のようなディプロマ・ポリシーを作成した。

<ディプロマ・ポリシー>

本研究科所定の単位を修得し、以下の目標を達成した学生の修了を認め、博士（薬学）の学位を授与します。

1. 自立した薬学研究者として活動するために必要な専門的知識を有する。
2. 学術論文等から修得した医療薬学に関する最先端の知識を基に、他者の研究を理解し、かつ批判的に吟味できる能力を有する。
3. 医療の抱える問題点を自ら見出し、それに基づき検証可能な薬学的課題を設定する能力を有する。
4. 薬学的課題を解決するために必要な技能と意欲を有する。
5. 研究成果を論文などとして発表することができる。

このディプロマ・ポリシーを達成することができれば、目標として掲げた人材を育成することができると考えている。2大学統合後もこのディプロマ・ポリシーを維持し、学生と教員で共有し、本研究科の理念・目的・目標にかなう人材を育成していきたい。

② 人材養成の柱

薬学研究科では、前項の目的を達成するために、医療薬学専攻を設ける。特に分野分けは行わない。高度な研究能力を有する薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者を希望する大学院生は、それぞれの目的に合致すると思われる教員を選択して指導を受け、その目的を達する。科目を選択する際の参考として、2つの履修モデルを示す（【資料1】参照）。講義科目は大学院の教員全員で行い、どの大学院生にも薬学者として最低限必要な広い視野を持たせるようにする。さらに演

習科目は数名の教員が共同で行い、それぞれ専門分野における多様なアプローチ法を学び総合的な研究能力を高めるように指導する。

さらに、現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科は同一法人内の兵庫医科大学大学院医学研究科及び兵庫医科大学病院と協力しながら人材養成に努めてきたが、2大学統合により、今後さらに兵庫医科大学大学院医学研究科や兵庫医科大学病院との協力関係を拡大していく予定である。医療薬学の分野で研究・教育を推進していくためには狭義の薬学のみならず、医学全般の知識を学び研究手法を取り入れていくことが新しい展開につながると考えられる。本大学院では、兵庫医科大学大学院医学研究科や病院と、お互いのセミナーや講演会に積極的に参加しあって、知識・研究手法・シーズを交換し、さらには兵庫医科大学大学院医学研究科の各研究室と協力関係を結ぶなどして、医学と薬学を融合させた研究を行う。

【資料1 履修モデル】

(6) 修了後の進路

①高度な研究能力を有する薬剤師を志向した大学院生は、高度な問題解決能力を修得して修了することで、医療機関に就業し、専門分野において臨床実践、臨床教育、臨床研究等の役割を果たしながら臨床家として活躍し後進を指導する役割を担う。また、平成24年度から病棟薬剤師が保険点数化され、病棟のチーム医療の中で高度な薬物治療のイニシアティブをとっていくことのできる薬剤師に対して経済的な基盤が与えられた。大学院博士課程による教育はその様な薬剤師の養成を可能にする。さらに近年薬剤師の養成人員の増加をうけ、病院・薬局にかかわらず、業務を従来の調剤業務以外にも拡大していくことが期待されているが、薬剤師がかかわることによって何か有益なアウトカムが得られるというエビデンスがいまだに乏しく、その必要性が広く認識されているとは言い難い。高度な臨床能力と研究能力を兼ね備えた薬剤師が広く医療の現場に参加することにより、新しい業務に薬剤師が関与することの有用性を証明していくことが今後の薬剤師の業務拡大に必須である。また、その臨床的視点を活かし行政機関等における企画立案にも参画していく役割を担うことが期待される。

さらに大学院において研究に従事する過程で教育に興味を持った大学院生は、臨床現場の他、教育機関に就業し、研究活動を継続しながら後進の教育指導にあたることのできる。近年教育研究機関として、6年制薬学部を有する大学が多数設立されたため、実務家教員の絶対数が不足しており、大学教員としての需要も高まっている。従来の調剤業務以外の薬剤師業務の新しい展開を促進するためには、臨床の場で十分な経験を有するだけでなく、新しい業務を開発・実践していくことのできる創造性に満ちた教員が求められており、大学院において研究能力を高める教育を受けた薬剤師はそれに適任であると考えられる。

以上のことから、高度な研究能力を身に付けた薬剤師は広く臨床・教育の場で要望されると

考えられる。

②臨床経験を有する研究者を志向した大学院生は、新薬候補の基礎的開発部門と臨床現場とのブリッジングを行える人材として、製薬業界に就業することが期待される。このような人材を養成するためには、学生時代に実務実習を行い臨床の現場を経験した6年制薬学部の卒業者や、実際に薬剤師として就業した経験を持つ者が大学院にて研究のトレーニングを受ける必要がある。また、先端医療の場で実地経験を積みながら研究を行うことができれば新しい研究のアイデアが浮かぶ場合もあると考えられる。今回統合する兵庫医科大学の医学部・医学研究科と共同研究を行ったり、セミナーや講演会などに参加するなどして、先端医学の知識や技術を取り入れながら薬学研究を行うことができればそのような人材を養成する上で有効である。臨床経験を有しなおかつ基礎薬学の素養も身に付けた人材は製薬企業の開発部門から要望されることが考えられる。また6年制薬学部を有する大学からも、実地臨床での経験を踏まえて基礎薬学を教授することのできる教員は貴重な人材として要望されることが考えられる。

(7) 人材需要の見通し

病棟薬剤師の保険点数化に伴い、医療機関では質の高い薬物療法を実践できる高度な問題解決能力を持った薬剤師が求められている。平成25年の本研究科設置時には、薬学職能団体である兵庫県薬剤師会から本学の大学院博士課程設置に対する要望書では、チーム医療推進のために高度な専門知識と科学的根拠に基づく問題解決能力を有する薬学専門職者育成への要請、特に不足する高度薬学教育機関の開設と社会人教育に対する要望が記されており、県内薬剤師の本薬学研究科への修学希望者は、薬剤師会との協力・連携のもと継続的に確保可能と考える。

将来の薬剤師の需給見通しについては、平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の需給動向の予測及び薬剤師の専門性確保に必要な研修内容等に関する研究」（分担研究者：長谷川洋一・名城大学薬学部教授）の報告書によれば、今後数年間は需要と供給が均衡している状況が続くことになるが、長期的に見ると、供給が需要を上回るが見込まれている。との予測が示されている。今後機械化等による業務の効率化によって需要が減少する部分もあると思われるが、65歳以上の高齢者は今後令和22年まで増加し続けると推定されており（総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1131.html>）対人業務の充実や在宅医療の普及の中で薬剤師が存在感を発揮することができれば、薬剤師に対する需要は今後も維持されるものと考えられる。しかし、薬剤師が対人業務や在宅医療の中で活動することが医療の向上に役立つというエビデンスが提示されなければ、それらの薬剤師の活動は評価されず、需要が増えることにはならない。研究能力を持った薬剤師がどんどん臨床現場に増えて、薬剤師の活動による医療の向上をデータ化し、論文化していくこと

が薬剤師の需要を支えていくうえで不可欠である。このような認識は調剤薬局にも共有されており、現在調剤薬局に努めながら博士の学位を取得した学生が1名、在学中の学生が1名いる。今後、研究能力を有する薬剤師に対する需要は増えていくものと考えられる。

さらに、近年の医療薬学系教育機関の急増は、全国的に医療薬学教員、特に実務家教員の不足をもたらしており、将来教育・研究を担う人材の養成が急務である。特に薬学教育が4年制から6年制に転換されたところに新設された薬学部においては、この数年の間に定年を迎える教員が多く、臨床経験と研究能力を併せ持つ人材が医療薬学系教育機関から強く求められている。

また、近年多くの薬学部において「チーム医療」を唱えるようになったが、単科の薬科大学では表面的な講義しか行えていないところが多い。兵庫医科大学大学院薬学研究科となり、大学院においても医学部や附属病院との共同研究の中でチーム医療における薬剤師の有用性を実証できる研究を行った人材には特に需要が多いと予測される。

現行の兵庫医療大学薬学部5学年の128名の在學生を対象として、令和2年11月に進路希望調査を実施し（【資料2】参照）、108名から回答が得られた。その結果によれば、大学院に「ぜひ進学したいと思う」、「機会があれば進学したいと思う」と回答した者は、全体の33.3%にあたる36名であった。また、統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科を「受験してみたいと思う」かつ「進学したいと思う」と回答した者は、全体の21.3%にあたる23名であった（【資料3】参照）。このことから、薬学部在學生においても、大学院薬学研究科に対する需要があるものと考えられる。

【資料2 薬学研究科に関するアンケート】

【資料3 薬学研究科進学意向調査（薬学部第5学年次生）集計表】

（8） 到達目標等

薬学研究科修了時の到達目標は、修了に必要な科目を履修し、博士論文を完成させ、審査に合格し博士の学位を取得することである。薬学研究科修了後には、修得した研究能力と専門的知識を医療の場で提供・実践し、組織の発展と変革に指導的役割を担う薬剤師、及びグローバルな視点で社会に貢献できる研究者・教育者となることを目標とする。

II 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科では、基礎的・臨床的な薬学研究を遂行できる人材の養成に主眼をおくことから、研究科・専攻名称、学位名称について以下のとおりとする。

（1） 研究科名称

薬学研究科

(2) 専攻・学位名称

医療薬学専攻

Course of Clinical Pharmacy

博士（薬学）

Doctor of Philosophy in Pharmacy

Ⅲ 教育課程の編成の考え方及び特色

薬学研究科はその目標を達成するために、以下のようなカリキュラム・ポリシーを掲げている。
なお、カリキュラムマップについては【資料4】に示す。

【資料4 カリキュラムマップ】

(1) 薬学研究科のカリキュラム・ポリシー

高度な研究能力を持つ医療専門職者、医療薬学における問題点を解決できる薬学研究者を養成するために、以下の3つの科目でカリキュラムを編成する。

専門基礎科目：先端医薬学特論Ⅰ～Ⅳ

専門演習科目：各専門演習Ⅰ・Ⅱ

研究指導科目：医療薬学特別研究

① 編成方針

研究の実施に必要な基盤的な知識・技能・態度を修得させることを目的とする専門基礎科目や専門演習科目は低学年次に配置する。研究指導科目は、問題発見能力・課題設定能力・問題解決能力・情報発信力を含む幅広い研究能力を養成するための中心となる科目であるので、4年間にわたり配置する。

② 実施方針

コースワークとして実施される専門基礎科目や専門演習科目は、学生の広い視野を涵養するとともに学際的研究を可能にするため、本研究科の複数の教員が分担して実施する。リサーチワークとして実施される研究指導科目は、研究指導教員の指導の下に実施する。テーマの探索・設定、研究内容・計画の策定、研究の実施、研究成果の取りまとめ・公表を通じて、独立した研究者となるに十分な知識・技能・態度を修得する。

③ 成績評価方法

成績評価は、授業・研究への積極的・能動的な取り組み姿勢と提出された成果物（レポート、研究成果論文など）の内容に基づいて科目責任者が行い、薬学研究科委員会で確認する。学位の認定においては、研究指導教員を除く複数の審査員から構成される学位論文審査委員会が公正な評価を行い、薬学研究科委員会で確認する。

2 大学統合後も、兵庫医科大学大学院薬学研究科として上記のカリキュラム・ポリシーを引き続き維持していく。

(2) 教育課程編成の考え方

以下に専門基礎科目、専門演習科目、研究指導科目の詳細について説明する。

① 専門基礎科目：先端医薬学特論Ⅰ～Ⅳ（各1単位、計4単位）

まず高度な能力を持つ薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者として、医学・薬学の幅広い分野について、新しい知識を絶えず更新していくことが必要である。そのため、医学・薬学全般にわたる最新の知見を各分野の専門家が紹介する共通のオムニバス科目を先端医薬学特論Ⅰ～Ⅳ、各1単位、計4単位を全必修科目として開講する。この授業科目では本大学院の教員が分担して、各分野の最新知見を紹介する。さらに、それぞれの教員が自分の研究内容、研究手法を紹介することにより、本大学院に入学した学生がここでどのような研究が行われているかを概観することができるようにする。この科目を行うことにより、大学院生が自分の所属する研究室以外の教員との交流を深め、学際的な研究を行うことが容易になるよう促進する。

② 専門演習科目：各専門演習Ⅰ・Ⅱ（各4単位、計8単位）

この科目は研究の遂行に必要な基盤的及び先端的な知識・技能・態度を修得するための演習科目である。高度な能力を持つ薬剤師を志向する学生にも臨床経験を有する薬学研究者を志向する学生にも十分対応できるだけの幅広い内容の科目を用意した。研究遂行に必要な知識・技能・態度を早期に修得するため、各専門演習Ⅰ・Ⅱとしてそれぞれ1年次、2年次で開講し、各4単位、計8単位の選択必修科目として開講し、3年次、4年次では研究指導科目に専念できるようにする。演習指導は複数の分野の教員が共同して行うことにより、1つ専門分野について多様なアプローチを修得することができるように配慮する。外国文献の抄読会、自分の研究テーマに関するレビュー、自分の研究課題の進捗状況のプレゼンテーションなどを通じて、他者の研究を正當に評価する能力や研究の進捗状況をプレゼンテーションする技能の獲得を目標とする。

医学部・医学研究科と共同研究する研究室においては、薬学研究科の大学院生が基礎医学・臨床医学の知識・研究手法を修得することを促進する目的で、兵庫医科大学の研究室と合同で行う場合もある。臨床医学の教室の症例検討会や抄読会に参加することにより、臨床医学を深く理解し、チーム医療を推進することのできる能力を涵養することもあれば、基礎医学の教室と合同で演習を行うことにより基礎医学と薬学の融合領域で研究活動を行うための知識・技能・態度を修得する場合もある。多様な協力形態のなかで効率的な人材育成を目指す。

③ 研究指導科目：医療薬学特別研究（18単位）

この科目は大学院博士課程の中心をなす科目である。高度な能力を持つ薬剤師を志向する学生にも臨床経験を有する薬学研究者を志向する学生にも十分対応できるだけの幅広い内容の科目を用意した。教育研究の柱となる専攻分野としては、高度な研究能力を有する薬剤師となることを希望する学生が専攻しやすい分野として分子病態解析学、神経病態制御学、微生物・寄生体学、レドックス生物学、臨床ゲノム薬理・分子薬物動態学、呼吸器疾患病態治療学、応用医療薬学を、臨床経験を有する薬学研究者となることを希望する学生が専攻しやすい分野として医薬品化学、創薬化学、天然薬物学、微生物制御学、免疫制御学がある。

テーマの探索・設定、研究内容・計画の策定、研究の実施、研究成果の取りまとめ・公表を通じて、独立した研究者となるに十分な知識・技能・態度を修得する。

医学部・医学研究科と共同研究する研究室においては、薬学研究科の大学院生が臨床医学・基礎医学の知識・研究手法を修得することを促進する目的で、薬学研究科の教員の指導のもとに、医学部・医学研究科の研究室や兵庫医科大学病院で研究を行う場合もある。医学と薬学の境界領域において研究活動を行うことにより、薬学研究と医学研究の橋渡しを行うことのできる人材を養成する。

この科目で兵庫医科大学病院をはじめとする医療施設で患者データを扱って臨床研究を行う際は、適切な倫理審査を行う。これまで兵庫医科大学は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」並びに「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に則った研究を実施するにあたり、『兵庫医科大学 倫理審査委員会』、『兵庫医科大学 ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会』にて審査してきた。一方、兵庫医療大学では「兵庫医療大学 倫理審査委員会」「兵庫医療大学 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会」で倫理審査を行ってきた。どちらの委員会も外部の学識経験者や一般の立場を代表する者も含めて組織され、適切に運用されてきた。両委員会の規程を【資料5】及び【資料6】に添付する。

2 大学統合後も同様の審査体制を維持し、公正な研究を行う所存である。

【資料5 兵庫医療大学倫理審査委員会規程】

【資料6 兵庫医療大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程】

IV 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

「教育課程等の概要」に示すとおり、専門基礎科目（4単位）、専門演習科目（8単位）、研究指導科目（18単位）をもって構成する。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

① 指導教員の決定

入学志願者に対して、大学院研究科ホームページ及び入学案内パンフレットにおいて本研究科における教育及び研究体制を広く周知し、教員の専門分野及び担当する授業科目と研究活動を適切に開示する。また学生募集要項には志願者が出願に先立って必ず志望する研究指導科目の担当教員に相談することを明記し、志願者が担当教員との十分な意見交換の後に志望する研究指導科目を選択できるよう指導する。また入学後のガイダンスで研究科が定める教育課程及び指導を受ける研究課題等について説明を行い、事前の相談に基づいて指導教員を決定する。

② 履修指導、研究指導・論文指導

入学後のガイダンスにおいて、研究科の教育課程と研究科が定める修了要件を明示し授業科目（専門基礎科目、専門演習科目、及び研究指導科目）の単位取得や指導教員による研究指導を受けるために必要な履修指導を実施する。併せて、課程修了までの凡そのスケジュールと履修モデルを例示する。

研究指導及び論文指導に当たっては、指導教員は担当する学生の学問的な背景や能力及び適性等を十分に考慮し、高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者及び薬学研究者の育成を目指した指導を行う。

(3) 修了要件

研究科が定める教育課程（専門基礎科目、専門演習科目、及び研究指導科目）を履修して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び試験に合格することとする。

(4) 修了までのスケジュール表

入学後4年間のスケジュールは【資料7】のとおりである。

【資料7 修了までのスケジュール表】

(5) 履修モデル

薬学研究科の特徴を盛り込んだ履修モデルを【資料1】に示す。

2つの履修モデルの違いは選択する演習科目と研究科目の違いによる。高度な能力を持つ薬剤師として将来臨床現場で研究活動を行うものに適すると考えられる演習科目・研究科目を履修モデル(1)に、臨床経験を有する薬学研究者として企業や大学で研究活動を行うものに適すると考えられる演習科目・研究科目を履修モデル(2)に配置している。

どちらの履修モデルも基礎科目は共通している。将来薬剤師として臨床研究を行う者も大学や企業の研究所で基礎的研究を行う者も共通して学んでおくべき最先端の知識を基礎科目として配置している。

【資料1 履修モデル】

(6) 学位論文審査体制、学位論文の公表方法等について

本研究科では、博士論文審査は、専門分野の知見と研究業績を有し、当該研究方法に卓越した研究実績を持つ教員を主査(1名)・副査(2名)とし、それらによる審査委員会を設置し、厳正に可否の審査を行うと共に、公開で発表の場を設け、他の専門分野から助言を受けて研究の質向上を図ってきた。学位申請者の研究指導教員は審査委員になれないように定め、審査の公正性を担保してきた。

論文審査基準は、履修要項に下記のように明記し、学生に周知している。

(4) 薬学研究科論文審査基準

以下に掲げる学位論文審査基準に従い審査を行い判定する。

- ①薬学の研究として意義があり、課題が適切である
- ②十分な文献検討が行われている
- ③研究目的が明確である
- ④研究目的に沿った研究方法が適切に用いられている
- ⑤実験方法・データ収集方法が適切である
- ⑥データの分析方法が適切である
- ⑦適切な文献を用いて妥当な考察を行っている
- ⑧一貫性・論理性のある論文である
- ⑨論文としての形式が整っている
- ⑩倫理的事項が遵守されている

各基準の審査を経て博士論文として合格とする。ピアレビューのある雑誌に筆頭著者として

投稿し掲載を許可された原著論文を基盤とする博士論文を審査の対象とする。また、最終試験を実施し、学位申請者が下記のディプロマ・ポリシーを満たしているかどうかを確認したうえで、研究指導科目である医療薬学特別研究の単位を認定している。

＜兵庫医療大学薬学研究科ディプロマ・ポリシー＞

本研究科所定の単位を修得し、以下の目標を達成した学生の修了を認め、博士（薬学）の学位を授与する。

1. 自立した薬学研究者として活動するために必要な専門的知識を有する。
2. 学術論文等から修得した医療薬学に関する最先端の知識を基に、他者の研究を理解し、かつ批判的に吟味できる能力を有する。
3. 医療の抱える問題点を自ら見出し、それに基づき検証可能な薬学的課題を設定する能力を有する。
4. 薬学的課題を解決するために必要な技能と意欲を有する。
5. 研究成果を論文などとして発表することができる。

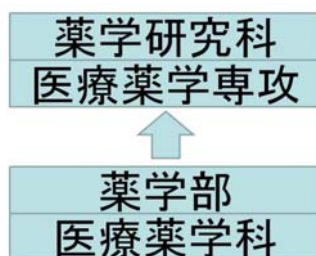
合格と判定された博士論文については、全文を機関レポジトリにおいて閲覧することができるようにしている。

以上のような学位論文審査体制、学位論文の公表方法を2大学総合後も続けていく。

V 基礎となる学部との関係

本研究科は、薬学部医療薬学科を基盤としており、高度な研究能力を有する薬学研究者の養成を目指す（図1）。

＜図1＞ 既設学士課程との関係



VI 「大学院設置基準」第2条の2項又は第14条による教育方法を実施する場合

(1) 修業年限

修業年限は原則的には4年とするが、最大8年までとすることができる。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

履修指導に関しては、研究科の教育課程と研究科が定める修了要件を明示し、授業科目（専門基礎科目、専門演習科目、及び研究指導科目）の単位取得や研究指導科目の単位取得に必要な指導を実施する。

研究指導に関しては、指導教員との十分な意見交換の後に志望する研究指導科目を決定し、さらに、学生の学問的な背景や能力及び適性等を十分に考慮した上で、高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者及び薬学研究者の育成を目指した指導を行う。

臨床現場に関連した研究に関しては、病院などの医療現場と密な連携と協力のもとに、また企業等に関連した研究に関しては、関係研究所と密な連携と協力のもとに、研究指導を行う。

(3) 授業の実施方法

授業については、社会人入学生が無理なく履修できるように平日の夜間、夏期、冬期、春期、土曜日を中心に開講する。また新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い、本研究科もオンライン授業を実施する必要から、兵庫医療大学大学院学則第12条に令和2年4月1日から以下のように第2項を追加した。

社会人学生の利便性も考慮し、今後もオンライン授業を積極的に実施していく。

(教育方法)

第12条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導等により行うものとする。

② 本学が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(4) 教員の負担の程度

基本的な時間割は【資料8】に示すように、講義科目の開講期・開講曜日を工夫し、教員の負担が週40時間を大きく逸脱しない体制をとり、教員の負担をできるだけ抑えるよう配慮する。

特に、平日の夜間授業は、各教員の平日昼間の学部教育との重複を避け、研究室での研究指導と連動して行うものとし、教員の負担の緩和に努める。

【資料8 時間割】

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

学生には、ICカードによる図書館や情報処理施設への入退館を許可し、夜間や土曜日にもそれら施設が利用できるようにする。大学での電子メールサービス等を行い、電子ジャーナル

等にもアクセスできる環境を提供する。

(6) 入学者選抜の概要

アドミッション・ポリシー、出願資格、及び選抜方法については、「VIII 入学者選抜の概要」を参照されたい。

(7) 必要とされる分野であること

高齢化社会を迎え、医療に対するニーズは高まる一方であり、それに応えるためにすべてのメディカルスタッフの質の向上が求められている。特に、近年の医療の高度化に伴い、医療現場において高度な医療を実践する人材の要求が高まっているが、医師の供給だけでは追いつかず、高度な知識と判断力を有する薬剤師の育成が必要である。さらに、教育や研究に携わった経験のある薬剤師も極めて少なく、大学においても6年制薬学部教育を担う実務家教員の絶対数も不足している。また、新薬開発のアイデアは臨床現場に多くあるが、医薬品の開発者と医療者との交流はきわめて乏しい。臨床薬剤師として抱いた問題点を医薬品の開発研究に反映させるためには、両現場のブリッジングを行える薬学研究者の育成が必要である。本研究科は、6年制薬学部の上に立つ大学院として、高度な研究能力を有する薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者を養成する課程であり、社会的ニーズが高い。特に、高度な知識、判断力、研究力を有する薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者の養成は学部教育だけで完結するものではなく、大学院博士課程を置き、人材の育成を推進することは時代の要請であり本学の使命と考える。

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、入学者は以下のように推移している(定員3名)。平成25年度3名、平成26年度2名、平成27年度3名、平成28年度3名、平成29年度1名、平成30年度1名、平成31年度1名、令和2年度3名である。平成29年度～令和元年度は入学者が1名しかない状態が続いたため、令和元年度に受審した大学基準協会の認証評価では「薬学研究科においては、社会の環境変化に伴う大学院のニーズを検討し、定員充足に向けた取組みを行うことが望まれる。」との提言が示された。

オープンキャンパスの実施、個別相談会の開催、卒業生への働きかけなど様々な取り組みの成果が実り、令和2年度には定員を満たすことができた。本学薬学部の卒業生が、業務を一通りこなせるようになり、自分の将来のビジョンを考えたとき、大学院に進学して博士号を取得することを志す者が増えてきており、今後も入学者の確保は可能と考える。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

教員は、学部教育と大学院教育を兼ねることになる。個々の教員の大学院教育と学部教育の担当比率に大きな偏りがないように考慮することで、教員全員が大学院教育に参加できる体制をと

る。

Ⅶ 入学者選抜の概要

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科においては以下のとおり入学者の選抜を行っている。統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、同様の選抜方法で適正な実施を行っていく。

(1) 入学者受け入れ方針

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では以下のようなアドミッション・ポリシーを掲げている。

本研究科の理念に共感し、高度な研究能力を有する医療専門職者、そして医療薬学の問題を解決したいと願う薬学研究者をめざす以下のような人材を求めます。

1. 高度な研究能力を獲得する基盤となる薬学に関する基礎知識を有する人
2. 薬学に関する最先端の情報を獲得するために必要な外国語の能力を有する人
3. 医療の現場における問題点を明確化し、それを解決する研究能力を身につけたいという意欲を有する人

統合後もこのアドミッション・ポリシーを維持したい。

(2) 入学資格

薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(3) 選抜方法、選抜体制

薬学研究科医療薬学専攻の入学定員は3名とする。その理由は、個々の学生に緻密な研究・論文指導を行う計画であり、指導できる学生数が限られることから、適切な入学定員として3名と

決定する。

選抜方法としては、(1)の項目で記載したアドミッション・ポリシーを実現すべく、下記の科目の試験により行う。

1. 専門科目：高度な研究能力を獲得する基盤となる薬学に関する基礎知識を判定する
2. 外国語：薬学に関する最先端の情報を獲得するために必要な外国語の能力を判定する
3. 面接：医療現場における問題点を明確化し、それを解決する研究能力を身につけたいという意欲を持っているかどうかについて判定する

なお、出願に際して、入学志願者は希望する専門分野の指導教員との事前相談を必須とし、専門演習科目・研究指導科目の選択、希望する研究分野の履修可能性等を明確にした上で選抜を受ける。

選抜方法は、14条特例の適用の如何を問わず同一とする。

(4) 社会人に対する選抜の上での配慮等

社会人が受験しやすいように、学力検査と面接の日程を土・日・祝日に設定する。

VIII 教員組織の編成の考え方及び特色

開学以来、現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科の教員組織は教授・准教授・講師・助教の構成とし、博士の学位取得者及び同等の業績を有する者により本研究科の教育・研究を担当してきた。大学院博士課程の中核となる研究指導科目は、豊富な教育・研究業績を有する教授・准教授を中心に担当し、研究遂行能力を高める演習科目には講師・助教が加わり手厚い教育・指導体制をとった。また、大学院教育と学部教育の担当比率を考慮することで特定の教員に負担が集中しないようにした。

完成年度を迎えたのち、平成29年度からは独自の基準を設定し、研究指導教員、研究指導補助教員に関しては、薬学研究科委員会で審査の上認めることとした。その基準は以下のとおりである。

<薬学研究科における研究指導教員の教員審査について>

兵庫医療大学大学院薬学研究科で研究指導することを希望する教員は、所定の教員審査の様式(1. 研究指導教員申請書、2. 文部科学省に提出する教員個人調書)に必要事項を記入し、薬学研究科委員会に提出し、審査を受け、認められなければならない。

その際の認定基準を以下のように定める。

- ・兵庫医療大学大学院薬学研究科で研究指導する教員は、原則として博士の学位を有し、兵庫医療大学の専任の教授、准教授、もしくは講師であること。
- ・独立して研究指導を行い、学位論文を指導する資格を持つ教員（所謂〇合教員）の基準は、査読のある雑誌に掲載された論文が10本以上あることとする。ただし、そのうち2本は、審査時の5年以内に筆頭著者もしくは責任著者として掲載されたものであることとする。
- ・独立して研究指導を行い、学位論文を指導する権限を持つ教員の補助として研究指導に当たるもの（所謂合教員）の基準は、査読のある雑誌に掲載された論文が5本以上あることとする。ただし、そのうち1本は、審査時の5年以内に掲載されたものであることとする。

以上の基準に加え、外部資金獲得の実績、学部における研究指導の実績等を踏まえて、総合的に研究指導教員としての適格性を薬学研究科委員会で審査する。

教員組織の編成の考え方をさらに明確にするために、平成31年12月に兵庫医療大学薬学研究科は教員組織の編成方針を下記のように定めた。

1. 兵庫医療大学における教員組織の編成方針を原則とし、兵庫医療大学が求める教員像の要件を満たす教員をもって編成する。
2. 兵庫医療大学薬学研究科の理念・目標及び3つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針・入学者受入れの方針）に基づく教育・研究活動を適切に実施するための教員組織を編成する。
3. 薬学研究科の卒業認定・学位授与の方針を満たす学生を育成するために、高い倫理性、十分な学識・研究能力を有し、高い学生指導能力をもつ教員を当てる。
4. 薬学部の教員を兼任する場合は、薬学部の教員組織編成方針にもかなう者でなければならない。
5. 薬学研究科として求められる専門性に基づき、諸分野のバランスを考慮した教員組織を編成する。
6. より専門的な知識の教授、及び教育内容の多様性を確保するために、適宜、非常勤講師、兼任教員など、必要な人材を教育組織に加える。
7. 全学的なFDに加えて、薬学研究科独自のFD活動を組織的かつ継続的に実施し、教員の資質向上を図る。

この教員組織の編成方針を2大学統合後も維持し、適切な教員組織の編成に努める。

なお、薬学研究科を担当する教員の年齢構成は、「専任教員の年齢構成・学位保有状況」に示

すとおりに、30～60歳代に分散しており、定年退職年齢が分散するため、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を損なうことはない。

IX 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部並びに大学院 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科を設置している神戸キャンパスは、神戸市中央区港島（ポートアイランド）に位置している。キャンパス全体の校地等の総面積は49,138.25㎡で、神戸の中心地からのアクセスが良好なポートアイランドには本学以外にも大学があり、研究・教育活動等で連携する文教ゾーンである。

また、本法人本部、医学部及び兵庫医科大学病院のある西宮キャンパスからは、車で約30分、公共交通機関で約60分の距離にあり、教育、研究、課外活動等あらゆる面での協力体制、相互交流を充実させることができる。

附属施設（薬用植物園）を除く敷地面積は、収容定員上の換算で学生1人当たり約30㎡と大学設置基準に定められた10㎡の約3倍の面積を有しており、屋外の芝生広場等、敷地内における学生の憩うスペースも十分確保されている。

また、レストラン、M棟・G棟ラウンジの開放により、屋内における学生の居留スペースにも十分な配慮を行っている。

運動スペースについては、体育館（G棟アリーナ）があり、体育の授業やクラブ・サークル活動として利用する。

また、敷地内にミニランド、テニスコートなどを備えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

神戸キャンパスは、主たる校舎として4棟の建物を有し、その大部分を校舎等のスペースに充当している。

Port Wing（P棟）には、事務室、レストラン・売店・書店等の厚生施設、オクタホール（講堂）、図書館、ラーニングスクエア、グループ学習室等を配置。

Mt. Wing（M棟）には、講義室、各種実習室、教員研究室、臨床薬学研修センター、カンファレンスルーム等教育施設を配置。

Garden Wing（G棟）には、動物実験センター、RI実験センター等の特殊実験室、先端医薬研究センター、共同機器室、薬学部研究室、リハビリテーションラボ等を配置。

Garden Wing Arena（G棟アリーナ）には、アリーナ、多目的ホール、スタジオ、アトリエ工作室等を配置。

施設配置の考え方は、医療関係3学部を併設する教育・研究上の強みを活かし、ボーダレスな教育を志向することにとめない、学部固有のスペースを極力排し、学生、教員とも学部間の交流が容易に図り得る施設設備を行っている。

いずれの学部も講義に加えて演習・実習による講義形態の科目の比重が大きく、講義室とともにこれら演習・実習に対応した各種実習室を整備する。学部横断的な学科目も多数配していることもあり講義室は3学部の共同利用とし、また、学部間で跨る教育研究の促進のための共同機器室・実験室の設置など、効率性にも繋がる施設設備を行っている。

また、各棟には、学生教職員が、憩い、コミュニケーションを図る場としてのラウンジスペースを随所に確保し、特にM棟及びG棟4階の教員研究室スペース周辺には、学生指導、教員間のコミュニケーションの確保のためのスペースを十分に確保し、開かれた環境を重視している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

現行の兵庫医療大学の図書館は、現在、兵庫医科大学及び兵庫医療大学の2大学が共用する図書館としてすでに運用している。

図書館はP棟3階に位置し、面積は2,795.24㎡、閲覧席は408席（学生収容定員数1,664名に対し24.5%）を有しており、学生・教員の教育研究の場として十分な座席数を確保している。

館内には、グループ学習室20室、ラーニングコモنزとして「ラーニングスクエア」も設置しており、アクティブラーニングなど多様化する「学び」を支える場を提供している。

収容可能冊数は約88,000冊で、現在、和書約28,000冊、外国書約6,000冊、学術雑誌約480種（電子ジャーナル除く）、視聴覚資料約1,700点を所蔵している。教育研究・自学自習に必要な最新図書の収集は、シラバス掲載の教科書・参考書の購入及び図書館委員会を中核とした選書により行われ、各学部の専門分野及び必要性を考慮して整備している。

兵庫医科大学に薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科の設置を計画するにあたり、現行の兵庫医療大学の上記資料及び兵庫医療大学として契約していた電子リソース（電子ジャーナル・データベース・電子書籍）についても、引き続き契約し、神戸キャンパス、西宮キャンパスの両キャンパスで活用することとする。電子リソースは、SSL-VPNを利用して学外からのアクセスも可能としている（【資料9】参照）。さらに、医中誌Web、SciFinder等のデータベースの検索結果から、電子ジャーナルや電子ブック・OPAC・CiNii Books・CiNii Articles・Webサーチエンジン等、利用者が求める最適な資料へと購読状況などの状況判断をしながらナビゲーションするリンクナビゲーションシステム「ExLibris SFX」も導入しており、学生・教員の利便性を高めている。

また、国立情報学研究所目録所在情報サービス「NAC S I S - C A T / I L L」に参加しており、「NAC S I S - C A T」により形成されている総合目録データベースのデータを利用することで、本学の蔵書目録データベースを構築し、蔵書検索を可能にしている。さらに、「NAC S I S - I L L」により、全国の I L L サービス参加大学機関図書館間での相互貸借サービス（文献複写・現物貸借）を可能としている。

他大学の図書館等との協力については、日本図書館協会、私立大学図書館協会、日本看護図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合（J U S T I C E）、オープンアクセスリポジトリ推進協会に加盟し、情報交換や実務研修、相互利用等で連携を図っている。

【資料9 電子リソースリスト】

（4） 大学院学生の研究室（自習室）等の整備計画

薬学研究科博士課程は、1学年3名（4学年合わせて12名）の定員であり、4学年で大学院生研究室（自習室）として1室を整備する。大学院生1名ごとに机、椅子、書庫、ロッカーを設備し、共有のパソコン2台、プリンター2台を設備する。また、M棟1階に設置されている情報処理演習室1・2の利用も可能であり、キャンパス内の無線LANも利用可能である。よって、自習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境が整備できるものと考えられる。

講義室については大学院専用の講義室や学部共用の講義室を使用し、学びに必要な備品等を整備している（【資料10】参照）。

【資料10 大学院学生研究室等整備状況】

X 管理運営

統合後の兵庫医科大学の教学面の管理運営は、大学の代表で包括的責任者である学長の下に、学長が必要に応じて置く職務毎の副学長（5名以内）及び各学部の学部長（大学院研究科長を兼務）を置く体制とする。

学長が教育研究事項に係る決定を行うに当たり意見を聴く目的で学部教授会及び研究科教授会並びに大学運営会議を置き、大学の意思決定がより効果的に行えるガバナンス体制とする。

大学運営会議は、大学全体の重要事項を審議するとともに学部間・研究科間の調整等の役割を果たし、教授会の運営等については、教授会規程で規定された学長との事前協議を通して学長・学部長間の意見調整が図られる。

大学院の管理運営について、現在の兵庫医療大学では大学院の各研究科委員会（教授会相当）の上位に「兵庫医療大学大学院運営委員会」を置き、大学院全体の運営等の共通事項を協議する体制とし大学院の独立性を確保している。統合後、大学院全体の管理運営、大学院各研究科間の

調整等の協議は、当面、大学運営会議において行う予定とする。

(1) 研究科教授会

大学院学則第11条第1項に基づき各研究科に設置する研究科教授会は、次の者をもって構成し、研究科長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、必要があるときは随時開くことができる。

医学研究科：

研究科長及び専任の教授

薬学、看護学及び医療科学研究科：

研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師

研究科教授会は同条第3項に基づき、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2 学位の授与に関する事項
- 3 学生の身分に関する事項
- 4 教育課程に関する事項
- 5 教員の人事に関する事項
- 6 研究に関する事項
- 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- 8 学位論文に関する事項
- 9 研究科の運営に関する重要な事項
- 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定めた事項

同条第4項に基づき、その他、学長及び研究科長の求めに応じ、教育研究に関する事項について審議し意見を述べることができる。

(2) 大学運営会議

学則第16条に基づき、大学の重要事項を審議する会議体として大学運営会議を置き、学長、副学長及び学部長をもって構成する。役割は兵庫医科大学運営会議規程第2条に規定する事項を審議し、学長が当該事項の決定を行うに当たり意見を述べることとする。

同会議は学長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、臨時に開催が必要な場合は、

学長が召集することができる。

- 1 将来計画に関する事項
- 2 教育研究活動に係る基本方針及び計画に関する事項
- 3 入試に関する基本方針に関する事項
- 4 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
- 5 教育研究予算に関する事項
- 6 内部質保証に関する事項
- 7 教員その他重要な人事に関する事項
- 8 学部間、研究科間の調整に関する事項
- 9 その他学長が必要と認める重要事項

(3) 各種センター、委員会等

現行の庫医療大学では、平成19年度の開学以来、チーム医療を支える人材の養成のために、3学部との密なる連携によるボーダレスな教育体制の下、融合的・連携教育プログラムを提供するとの方針で、大学全体に関わる主要事項を審議する委員会等（学生委員会、教育委員会、研究委員会、入試センター運営会議、広報委員会、内部質保証委員会など）は、各学部からの選出委員で構成する全学委員会として設置し、更に学部独自での審議は各教授会の下に関連する委員会を設置してきた。一方、兵庫医科大学は医学部単科のため、殆どの委員会等を教授会の下に設置しているが、大学統合後は、両大学の現状を踏まえながら、委員会の目的に応じて、全学、キャンパス毎又は学部独自での委員会の設置を整備する。

その中で、多職種連携教育の更なる推進、附属病院での臨床実習管理統括等を目的とした「臨床統教育統括センター」、学部教育の充実、改善に特化した「薬学教育センター」の設置などの組織再編を図る。

X I 自己点検・評価

(1) 目的

本学では、兵庫医科大学学則第3条第1項に、本学はその教育研究水準の向上を図り、大学の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すると規定し、大学院学則第4条にも同様に規定している。また、学則第3条第2項には、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表すると規定している。

(2) 実施体制等

現行の兵庫医科大学では、学長を議長とする「兵庫医科大学内部質保証会議」が次に掲げる事項を審議し、各学部・研究科、委員会等に対して、同会議が示す方針及び年度毎の課題についての自己点検・評価の実施を指示し、その結果について報告を受ける。その結果は年次報告書の作成等に活用するとともに、自己点検・評価の実施方法、評価項目の活用等を見直し、必要に応じて改善方策を策定の上、各学部等へ助言・改善に努めている（【資料1 1】【資料1 2】参照）。

(審議事項)

- ① 自己点検・評価及び内部質保証の実施体制に関する事項
- ② 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
- ③ 本学の使命や各種方針・ポリシーの点検・策定に関する事項
- ④ センター及び委員会等の自己点検・評価の総括に関する事項
- ⑤ 自己点検・評価年次報告書の作成及び改善方法の策定に関する事項
- ⑥ 学校教育法に定められた認証評価などの外部評価に関する事項
- ⑦ 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓蒙活動に関する事項
- ⑧ その他自己点検・評価及び内部質保証に関する事項

現行の兵庫医療大学では、内部質保証担当副学長を委員長とする「内部質保証に関する委員会」において、学部長、研究科長、委員長等を責任者とする各部局内の内部質保証委員会等が認証評価（第3サイクル）の基準及び自己点検・評価項目を基本として、該当項目について実施する自己点検・評価結果の報告を受け、全体の内部質保証委員会において、助言・改善等のフィードバックを行っている。これらの報告等は担当副学長から学長に報告される（【資料1 3】参照）。

(点検評価の基準) ①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学習成果、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務

統合後の兵庫医科大学においては、上記の内部質保証会議及び各学部、研究科、委員会等による自己点検・評価について、兵庫医療大学で実施していた点検評価項目を加味した上、全学内部質保証システムを再整備する。また、兵庫医科大学内部質保証会議が取りまとめた報告に対して、第三者（教職員、学生、同窓会会員、学外評価者等）の視点による客観評価を行う「兵庫医科大学内部質保証評価会議」は継続して設置し、統合後の組織に対応するよう改正のうえ、内部質保証の質の維持及び向上を図る。

また、各学部、研究科単位で実施する自己点検・評価については、それぞれの分野での外部評価を踏まえた独自の点検項目も加えることとする。

【資料1 1 兵庫医科大学内部質保証会議規程】

【資料1 2 兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する内規】

【資料 1 3 兵庫医療大学の内部質保証に関する規程】

(3) 認証評価及び公表

最新の大学認証評価については、兵庫医科大学は平成 29 年度（第 2 期）に、兵庫医療大学は令和元年（第 3 期）に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、ともに同協会が定める大学基準に適合しているとの認定を受けている。統合後は、兵庫医科大学での受審サイクルにより認証評価に対応する予定となる。

また、各学部・学科のそれぞれの分野における教育評価機構等の外部機関により実施される分野別認定の結果も併せて、現状どおり大学ホームページ上に公表する。

X II 情報の公表

現行の兵庫医療大学大学院の薬学研究科では、大学ホームページを活用して、情報を公表してきた。建学の精神をはじめ、理念、教育目的、カリキュラム、シラバス、学則、専任教員のプロフィール・研究テーマ・研究業績、認証評価報告書、大学の基本的な情報、学生数、教職員数、入試情報、就職及び財務に関する情報などを公表している。

さらに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報についても、大学ホームページに「情報の公表」のページを設け、公表している（【資料 1 4】参照）。

統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、同様の情報を適正に公表していく。

【資料 1 4 「学校教育法施行規則第 172 条の 2」等に規定する教育情報の公表について】

X III 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 基本方針

本研究科の目的は「薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。」である。この目的を実現するためには、絶えず教育研究水準の向上や教育内容及び教育方法の改善を図らなければならない。大学設置基準第二十五条の三に「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」とある。設置基準に従い、現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、設置当時から、薬学部と協働してファカルティ・ディベロップメント（FD）に取り組んできた。

統合後は、兵庫医科大学として全学的な実施体制（仮称：FD・SD統括本部）を整備し、両大学が既に実施している研修等各種取組の充実・改善を図り、更なる教職員の資質向上を目指す。

(2) 組織的な研修等の実施体制（FD・SD）

教育内容等の改善を図るための組織として、学部等の教育体制の支援を目的とする「教育支援室」にFD・SD部門を設置し、学内で開催されるFD・SD研修等の情報を収集・管理し、新たな研修企画等に役立てている。

具体的には、同部門が毎年度、全教員（事務職の管理監督職を含む。）を対象に開催する「全学FD・SDワークショップ」の企画・実施をはじめ、各学部・研究科が独自で企画・開催する研修、管理運営に係るSD研修等について、年間実施計画、実施内容（実施日、テーマ、参加者等）の提出を求め、それらの情報を把握したうえ、関係会議等への報告している（【資料15】【資料16】参照）。

また、各学部等が個々に開催する学外講師を招聘しての研修会、事務部門が実施する管理運営に必要な知識・能力の向上のためのSD研修なども、テーマに応じて学内Web上に公開し、多くの教職員が参加できる状況にある。また、法人部門、兵庫医科大学及び附属病院が主催する医学・医療、管理運営に関わるFD・SD研修についても、部門、学部等を超えて共有すべきテーマでは法人内Web上に公開されることで各キャンパスからの教職員も参加できる。

事務職員に関しては、全員が法人事務局に所属しており、新人研修、階層的研修の他、個々のスキルアップ、業務知識の向上を図るため、学内外での各種研修、講演会等への参加を研修・自己啓発活動状況として個人データベースに記録する制度も構築しており、対象イベントの開催は学内周知され、研修の機会を提供している。

【資料15 兵庫医療大学教育支援室規程及び同部門内規】

【資料16 2019年度FD・SD研修会等実施一覧】

(3) 大学院独自の研修等の実施

兵庫医療大学が令和元年度受審した大学基準協会による認証評価結果において、「修士課程・博士課程全体又は各研究科として、教育改善に関する固有のFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。」との改善課題が付された。

そこで令和元年11月14日に大学院独自のFD活動として、「アンガーマネジメント&アサーティブコミュニケーション」をテーマに講演とグループディスカッションを行った（【資料17】参照）。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施が遅れていたが、令和3年2月25日に大学院FD講演会を行った（【資料18】参照）。

【資料17 令和元年度FDセミナー案内】

【資料18 令和2年度FDセミナー案内】

(4) 活動計画

① 研究会・研修会・講習会の実施

令和2年4月に、薬学部FD委員会とは独立した薬学研究科FD委員会を設置した。この委員会を中心に、本研究科で、全学や薬学部のFD活動とは独立して、教育力や研究能力の向上のため、その目的に応じ、学内外の専門の講師による研究会、研修会、講演会、ワークショップ、グループ討議、研究報告会等を開催する。令和3年3月11日に大学院研究セミナー兼大学院特別講義を行った（【資料19】参照）。

【資料19 令和2年度大学院研究セミナー案内】

② 研究活動の成果報告

各研究科のホームページで適宜活動報告を行うと共に、毎年まとめている大学年報に大学院の成果も加えて外部に公表していく。

XIV 転入学する学生への措置について

(1) 学生、保護者、入学志願者、卒業者等への周知について

法人内の2大学を統合するため、令和4年度に兵庫医科大学（医学部）及び兵庫医科大学大学院（医学研究科）に3学部（薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部）及び3研究科（薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科）を設置し、現行の兵庫医療大学（薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部）及び兵庫医療大学大学院（薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科）を廃止する。

廃止する兵庫医療大学及び同大学院に在籍する学生については、兵庫医科大学に設置する学部学科及び同大学院研究科へそれぞれ転入学させる計画であり、学生、保護者、卒業生、入学志願者等に周知、説明している。

学生に対しては、令和元年12月20日開催の大学統合に関する説明会において、学長が直接2大学の統合計画の経緯、概要等を説明のうえ、統合後も教育研究活動は基本的にはこれまで通りの形で行う旨を併せて説明をした。また、同月内に保護者・学部生宛及び大学院生宛に、それぞれ、「兵庫医科大学と兵庫医療大学の統合について（お知らせ）」の説明文書を郵送した。更に、令和2年8月下旬からは、学内Web上に学長のメッセージ動画を掲載し、周知を図った。

保護者に対しては、上記の説明文書送付の他、令和2年1月25日開催の3学部保護者会役員会において、学長が直接説明を行い、質疑応答の場とした。

卒業生に対しては、令和元年12月に同窓会役員宛及び同窓会員（全卒業生）宛に統合計画の概要に係る説明文書を送付した。

また、対外的には、令和2年1月10日付のニュースリリースに合わせて、ホームページ及び学

内インフォメーションボードに統合の経緯、概要を常時掲載し周知を図っている。

兵庫医療大学の入学志願者に対しては、大学案内、資料送付用の保護者宛のリーフレット、高校訪問時の進路指導担当者宛のリーフレットに大学統合の情報を記載し、入学予定者には大学統合計画の概要の資料を配付して広く周知している。今後とも学生、保護者、入学志願者、卒業生等に対して、各々が関係する行事等において、又はホームページ上等で必要情報を順次、発信していく。

(2) 転入学に伴う教育方法等の担保

設置する薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科を開設する令和4年度に、現行の兵庫医療大学大学院から転入学する学生については、設置後の兵庫医科大学大学院学則において教育方法、教育課程、修了要件等での変更はないが、統合に際して各研究科の入学金、授業料及び教育充実費の区分の金額を変更（合計額では薬学研究科は減額、他の2研究科は同額）することから、同大学院学則の附則に「2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。」と明示している。また、転入学生の兵庫医療大学大学院における修業年数及び在学年数並びに修得単位等については、設置後の兵庫医療大学大学院に継承する。

その他、設置後も校地・校舎等の施設設備、教員等も同一性を保持するため、修学のための履修・研究指導、健康管理、ハラスメント対策及び障がい学生への支援、就職活動支援、危機管理等、これまで兵庫医療大学が提供してきた学生生活支援サービスは継続して実施する。

以上のとおり、転入学する学生への教育条件の維持及び学生支援等については、万全を期することとする。

資 料 目 次

- 【資料1】履修モデル
- 【資料2】薬学研究科に関するアンケート
- 【資料3】薬学研究科進学意向調査（薬学部第5学年次生）集計表
- 【資料4】薬学研究科カリキュラムマップ
- 【資料5】兵庫医療大学倫理審査委員会規程
- 【資料6】兵庫医療大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程
- 【資料7】修了までのスケジュール表
- 【資料8】時間割
- 【資料9】電子リソースリスト
- 【資料10】大学院学生研究室等整備状況
- 【資料11】兵庫医科大学内部質保証会議規程
- 【資料12】兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する規程
- 【資料13】兵庫医療大学の内部質保証に関する規程
- 【資料14】「学校教育法施行規則第172条の2」等に規定する教育情報の公表について
- 【資料15】兵庫医療大学教育支援室規程及び同部門内規
- 【資料16】2019年度FD・SD研修会等実施一覧
- 【資料17】令和元年度FDセミナー案内
- 【資料18】令和2年度FDセミナー案内
- 【資料19】令和2年度大学院研究セミナー案内

薬学研究科 履修モデル (1)

1 対象学生: 高度な研究能力を有する薬剤師となることを希望する学生

2 履修科目

区分	授業科目	1 年次	2 年次	1-4 年次	計
薬学専門 基礎科目	先端医薬学特論 I	1			4
	先端医薬学特論 II	1			
	先端医薬学特論 III	1			
	先端医薬学特論 IV	1			
薬学専門 演習科目	医療薬学演習 I 神経薬理・薬物治療学演習 I 呼吸器疾患病態治療学演習 I 分子毒性学・レドックス生物学 演習 I 医薬品適正治療科学演習 I (分 子薬物動態学演習) 応用医療薬学演習 I	4			8
	医療薬学演習 II 神経薬理・薬物治療学演習 II 呼吸器疾患病態治療学演習 II 分子毒性学・レドックス生物学 演習 II 医薬品適正治療科学演習 II (臨 床ゲノム薬理学演習) 応用医療薬学演習 II		4		
薬学研究 指導科目	医療薬学特別研究 分子病態解析学 神経病態制御学 微生物・寄生体学 レドックス生物学 呼吸器疾患病態治療学 臨床ゲノム薬理・分子薬物動態学 応用医療薬学			18	18
	計	8	4	18	30

本履修モデルは、高度な研究能力を有する薬剤師の育成を目的に本学薬学研究科で開講される薬学専門基礎科目、薬学専門演習科目および薬学研究指導科目を示したものである。

- ① 薬学専門基礎科目としては医学・薬学の幅広い研究分野に関する基礎的および発展的な内容を取り扱う先端医薬学特論 (I から IV) を開講する。本科目は、医学・薬学分野における基礎的な知識の習得とともに、各分野における研究活動を概観することを通じて薬学研究指導科目の学問的基盤を構築することを目的としている。
- ② 薬学専門演習科目としては、医療薬学演習 (I および II) を開講する。本科目は薬剤師としての研究能力を高めることを目的として、学生ごとに定めた指導教員により、薬剤師としての研究活動に必要な医学・薬学に関する情報を的確に収集し、これを科学的に読み解く方法を習得する。また、論文紹介や研究発表を通じて研究成果を適切に報告する手法を習得する。
- ③ 薬学研究指導科目としては「医療薬学特別研究」を開講し、指導教員とともに専門分野における先端的な研究に取り組む。本科目を通じて、薬剤師として研究に取り組み臨床的な課題を解決する力と研究成果を科学論文として発表するために必要な能力を培う。

これらの授業科目から構成される教育課程を履修して 30 単位以上を習得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び試験に合格することにより、博士 (薬学) の学位が授与される。なお、博士

課程の修了要件として、原則として本研究科に4年以上の在学を必要としているが、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

薬学研究科 履修モデル（2）

1 対象学生：臨床経験を有する薬学研究者となることを希望する学生

2 履修科目

区分	授業科目	1年次	2年次	1-4年次	計
薬学専門 基礎科目	先端医薬学特論Ⅰ	1			4
	先端医薬学特論Ⅱ	1			
	先端医薬学特論Ⅲ	1			
	先端医薬学特論Ⅳ	1			
薬学専門 演習科目	医療薬学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅰ 免疫病態制御学演習Ⅰ 微生物学演習Ⅰ	4			8
	医療薬学演習Ⅱ 医薬品創製科学演習Ⅱ 免疫病態制御学演習Ⅱ 微生物学演習Ⅱ		4		
薬学研究 指導科目	医療薬学特別研究 天然薬物学 創薬化学 医薬品化学 免疫制御学 微生物制御学			18	18
	計	8	4	18	30

本履修モデルは、臨床経験を有する薬学研究者の育成を目的に本学薬学研究科で開講される専門基礎科目、専門演習科目および研究指導科目を示したものである。

- ① 専門基礎科目としては医学・薬学の幅広い研究分野に関する基礎的および発展的な内容を取り扱う先端医薬学特論（ⅠからⅣ）を開講する。本科目は、医学・薬学分野における基礎的な知識の習得とともに、各分野における研究活動を概観することを通じて研究指導科目の学問的基盤を構築することを目的としている。
- ② 専門演習科目としては、医療薬学演習（ⅠおよびⅡ）を開講する。本科目は学生ごとに定めた指導教員により、薬剤師としての臨床経験を背景とする研究活動に必要な医学・薬学に関する情報を的確に収集し、これを科学的かつ論理的に読み解く方法を習得する。また、論文紹介や研究発表を通じて研究成果を適切に報告する手法を習得する。
- ③ 研究指導科目としては「医療薬学特別研究」を開講し、指導教員とともに専門分野における先端的な研究に取り組む。本科目を通じて、薬剤師としての臨床経験を有する薬学研究者に求められる研究を立案し実施する能力とともに、研究成果を科学論文として発表するために必要な能力を培う。

これらの授業科目から構成される教育課程を履修して 30 単位以上を習得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び試験に合格することにより、博士（薬学）の学位が授与される。なお、博士課程の修了要件として、原則として本研究科に4年以上の在学を必要としているが、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

兵庫医科大学 大学院「薬学研究科」(仮称、設置構想中)

に関するアンケート

～2022年4月、兵庫医科大学と兵庫医療大学は統合します～

令和2年10・11月 兵庫医科大学

2022年(令和4年)4月に、兵庫医科大学大学院と兵庫医療大学大学院は統合します。それに伴い、兵庫医科大学大学院では、現在の兵庫医療大学大学院の教育内容を継承した大学院「薬学研究科」(仮称、設置構想中)の開設を計画しております。

兵庫医科大学では、現在、学部生または、薬剤師として勤務されている皆様へ調査させていただき、構想中の「薬学研究科」(仮称)の内容をより充実したものにするための参考とさせていただきたいと考えております。なお、この調査は無記名で行います。アンケートへのご協力をよろしくお願い致します。

この調査についてご不明な点、ご質問などありましたら、お手数ですが下記にご連絡ください。

連絡先：兵庫医科大学 大学統合準備室 TEL：078-304-3007

※このアンケートに記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性もあります。

問1. あなたご自身についてお教えてください。

※回答から個人を特定することは一切ありません。

年代 (1つに○)	1. 20代	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代以上
学年・所属 (1つに○)	1. 薬学部5年生	2. 社会人(病院・診療所勤務)		3. 社会人(その他)	

【社会人】の方のみにお伺いします。

保有資格 (いくつでも○)	1. 薬剤師	2. その他()			
勤務地 (1つに○)	1. 兵庫県	2. 大阪府	3. その他()		
最終学歴 (ひとつだけ○)	1. 大学	2. 短期大学	3. 専門学校	4. その他()	

【全員】の方にお伺いします。

問2. あなたは、大学院に進学したいと思いますか。

現在のあなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. ぜひ進学したいと思う 2. 機会があれば進学したいと思う 3. 進学したいとは思わない

※ ここからは、裏面の資料をご覧いただいた上でお答えください ※

兵庫医科大学では、2022年(令和4年)4月に、新しく大学院「薬学研究科」(仮称)を設置することを構想しています。

問3. あなたは、兵庫医科大学 大学院の「薬学研究科」(仮称、設置構想中)を

受験してみたいと思いますか。あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. 受験してみたいと思う 2. 受験したいとは思わない

問4. あなたが、もし兵庫医科大学 大学院の「薬学研究科」(仮称、設置構想中)を受験して合格したら、

進学したいと思いますか。あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. 進学したいと思う 2. 進学したいとは思わない

*** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。***

兵庫医科大学大学院

薬学研究科博士課程（仮称、設置構想中）の設置計画の概要

（注）概要は現在計画中の予定であり、変更される場合があります。

1. 名称 薬学研究科(博士課程)

2. 開設予定時期 2022(令和4)年4月

3. 設置の理念、養成する人材像

薬学分野において、新たな展開を目指した研究を指導、推進することを通じて、社会の期待に対応することのできる高度な研究能力を持つ薬剤師、薬学研究者を育てることを目的とする。

4. 修了後に想定される主な進路

- ①病院や薬局の薬剤師としてキャリアアップ
- ②製薬会社の研究開発者として活躍
- ③大学教員として教育に携わりながら研究を継続

5. 研究科の特徴と開設予定の授業科目

「専門基礎科目」、「専門演習科目」、「研究指導科目」の3つの科目で教育課程を編成。基礎研究から臨床研究まで多様なテーマが選べる上に、医学研究科との連携による医学と薬学を融合させた研究活動も可能です。社会人が働きながらでも学びやすいよう、共通科目は主に土曜日・日曜日に開講し、標準修業年限を超えての履修が可能になる「長期履修制度」も設けています。

- ①専門基礎科目 「先端医薬学特論Ⅰ」「先端医薬学特論Ⅱ」「先端医薬学特論Ⅲ」「先端医薬学特論Ⅳ」
- ②専門演習科目 「医薬品創製科学演習」「免疫病態制御学演習」「神経薬理・薬物治療学演習」「微生物学演習」「分子毒性学・レドックス生物学演習」「医薬品適正治療科学演習」「応用医療薬学演習」「呼吸器疾患病態治療学演習」等
- ③研究指導科目 「医療薬学特別研究」

【研究指導科目分野】分子病態解析学、天然薬物学、応用医療薬学、免疫制御学、レドックス生物学、神経病態制御学、医薬品化学、創薬化学、微生物・寄生体学、微生物制御学、呼吸器疾患病態治療学

6. 学位の名称 博士(薬学)

7. 設置場所 神戸キャンパス(兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番6)
・ポートライナー「みなとじま(キャンパス前)」駅下車、徒歩約10分
・神姫バス「ポーアイキャンパス東」バス停下車、すぐ

8. 入学定員 3人(収容定員12人)

9. 学生納付金 入学金200,000円 授業料(年額)600,000円

※本学出身者および、学校法人兵庫医科大学の教職員として通算5年以上の勤務実績のあるものについては、入学金を免除します。

<類似の他大学院研究科専攻>

神戸薬科大学大学院薬学研究科、神戸学院大学大学院薬学研究科、武庫川女子大学大学院薬学研究科

薬学研究科 進学意向調査（薬学部第5学年次生） 集計表

このアンケートは、兵庫医科大学大学院薬学研究科への進学意向調査の一部を抜粋したものである。

問2. あなたは、大学院に進学したいと思いますか。（択一）

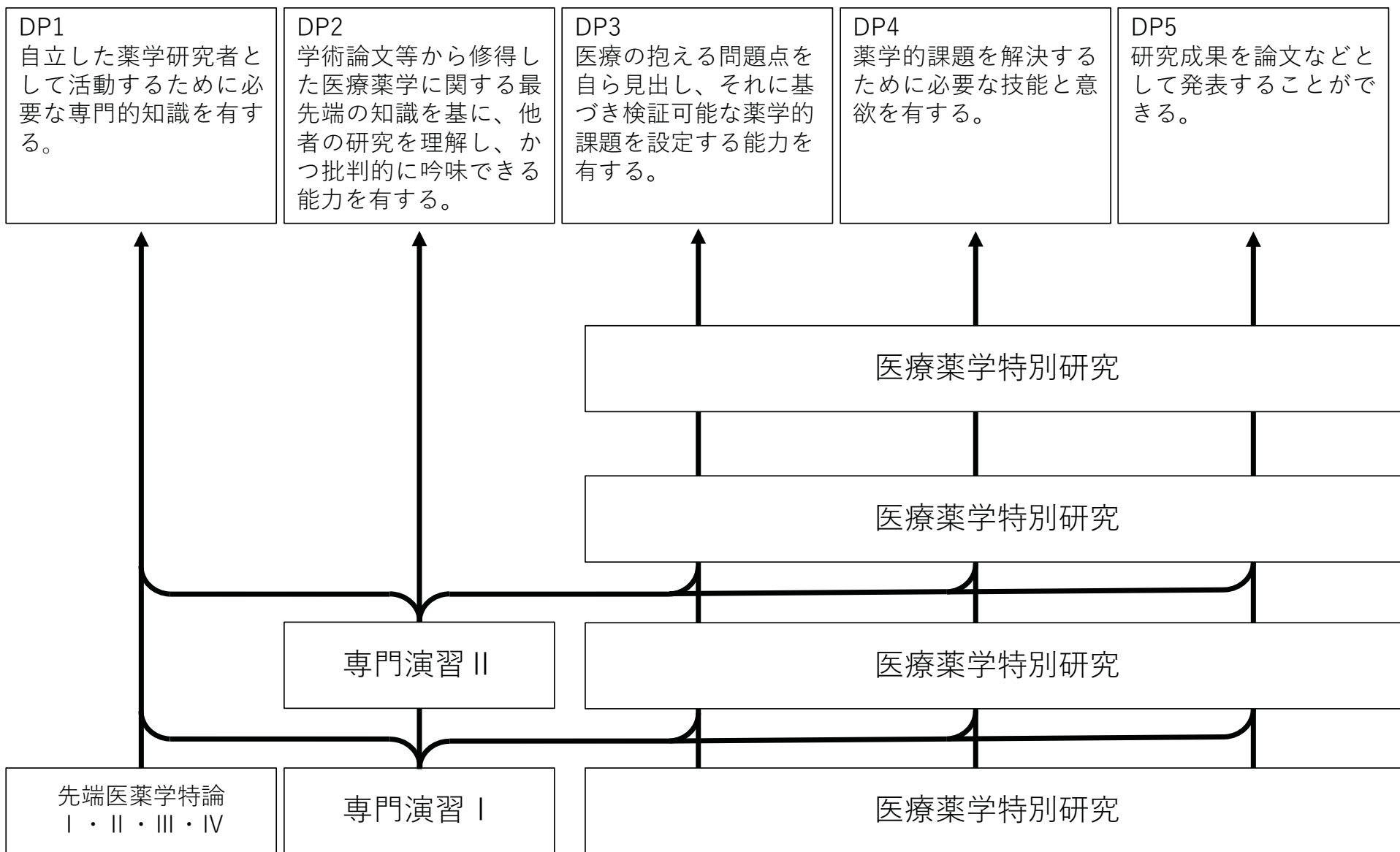
評価	調査数	有効回答件数	進学したい			進学したいとは思わない	無回答
			進学したい	ぜひ進学したいと思う	進学したいと思う機会があれば		
実数	128	108	36	7	29	72	0
%	—	100.0%	33.3%	6.5%	26.9%	66.7%	—

問3. あなたは、兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験してみたいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	受験してみたい	受験したいとは思わない	無回答
実数	128	108	23	85	0
%	—	100.0%	21.3%	78.7%	—

問4. あなたが、もし兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験して合格したら、進学したいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	進学したいと思う	進学したいとは思わない	無回答
実数	23	23	23	0	0
%	—	100.0%	100.0%	0.0%	—



兵庫医療大学倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は兵庫医療大学及び関連する施設で行われる、人を対象とした医学系研究（以下「医学系研究」という。）等がヘルシンキ宣言の趣旨及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」にそって倫理的配慮のもとに行われることを目的として、兵庫医療大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究責任者から申請された実施計画の内容について、学長の諮問に基づき、倫理的、科学的及び社会的観点から次の各号に掲げる点に留意して審査し、答申しなければならない。

- 1 研究の対象となる個人（以下「研究対象者」という。）の人権の擁護
- 2 研究対象者の個人情報の保護
- 3 研究対象者に理解を求め同意を得る方法
- 4 研究によって生じる研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮
- 5 医学・医療及び社会への貢献度の予測

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第5条第1項の定める条件を満たさなければならない。

- 1 副学長、学部長、共通教育センター長又は研究科長から1名
 - 2 薬学部の講師以上の教員 1名
 - 3 看護学部の講師以上の教員 1名
 - 4 リハビリテーション学部の講師以上の教員 1名
 - 5 共通教育センターの講師以上の教員 1名
 - 6 人文社会科学の学外学識経験者 1名
 - 7 一般の立場を代表する学外の者 1名
 - 8 事務局の者 1名
- ② 委員長が必要とする場合は、学長が指名する者を前項委員に追加することができる。
- ③ 第1項及び第2項の委員は学長が指名し、委嘱する。
- ④ 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- ⑤ 委員会に欠員が生じたときは、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- ② 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名する。
- ③ 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- ④ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
(議事)

第5条 委員会は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準じ、以下の条件を満たしていなければ、会議を開くことができない。

- 1 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
 - 2 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
 - 3 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者が含まれていること。
 - 4 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しないものが複数含まれていること。
 - 5 男女両性で構成されていること
 - 6 5名以上であること
- ② 審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、その会議に出席し、説明することを妨げない。
 - ③ 委員会は、研究責任者に委員会への出席を求め、その申請内容等についての説明あるいは意見を述べさせることができる。
 - ④ 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。
 - 1 承認
 - 2 修正した上で承認
 - 3 条件付承認
 - 4 不承認
 - 5 保留（継続審査）
 - 6 停止（研究の継続には更なる説明が必要）
 - 7 中止（研究の継続は適当でない）
 - 8 非該当
 - ⑤ 委員会は、実施中又は終了した医学系研究等について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(迅速審査)

第6条 委員会は、委員長が指名する複数の委員による迅速審査に付すこと、その他必要な事項を定めることができる。

- ② 迅速審査に付すことができる事項は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。迅速審査された研究計画は、速やかに委員会に報告しなければならない。
 - 1 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合

- 2 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- 3 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- 4 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

(専門委員)

第7条 倫理的問題の検討、或いは専門分野の事項を検討する必要があるときは、委員長は、学長と協議のうえ、第3条に定める委員とは別に、若干名を専門委員として臨時に委嘱することができる。

- ② 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門委員を出席させ、当該事項の討議に加えることができる。ただし、専門委員は審査の判定に加わることはできない。

(小委員会)

第8条 委員会は、医学系研究以外の研究計画を審査するため、各学部内に小委員会を置くことができる。

- ② 小委員会は、審査結果を委員会に報告し、承認を得なければならない。
- ③ 委員会は、小委員会の審査結果に異議あるときは再審査を請求することができる。
- ④ 小委員会に関する規程は別に定める。

(他の機関における研究にかかる倫理審査)

第9条 委員会は、学長の諮問により、他の機関で実施する研究に関する倫理審査を行うことができる。

(守秘義務)

第10条 本委員会委員及び委員会出席者は、任務遂行上知り得た情報は正当な理由なく漏洩してはならない。その職を辞した後も同様である。

(審査の公開)

第11条 審査の経過及び判定結果その他委員会に関する事項は、個人の人権若しくはプライバシー又は研究に関わる独創性若しくは知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある場合を除き、公開するものとする。

(申請手続き及び判定通知)

第12条 研究責任者は、所定の申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

- ② 学長は、研究責任者からの申請書を受領し、委員会に諮問するものとする。
- ③ 委員長は、審査終了後速やかにその結果を、学長へ答申するものとする。
- ④ 学長は、所定の審査に基づき、研究責任者へ研究の実施又は継続に関する通知をするも

のとする。

(実施制限及び再審査)

第13条 研究責任者は、審査結果通知書による承認を経た後でなければ当該研究を実施することはできない。

② 研究責任者は、審査の結果に異議あるときは再審査を請求することができる。

(研究の終了等に係る報告)

第14条 研究責任者は、承認された研究を終了又は中止したときには、速やかに学長に報告しなければならない。

② 研究責任者は、承認された研究を実施中、不測の結果が生じたときは、直ちに当該研究を中止し、遅滞なく学長へ報告しなければならない。

③ 研究責任者は研究期間が2年を超える場合には、研究計画の定めるところにより、学長に研究実施状況報告書を提出しなければならない。

(教育研修)

第15条 研究責任者は、医学系研究に関する倫理、その他医学系研究等の実施に必要な知識についての講習等の教育を受けなければならない。

(事務)

第16条 委員会の事務は、神戸キャンパス事務部が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学長が発議し、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年2月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年1月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

兵庫医療大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫医療大学（以下「本学」という）におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めるもののほか、「ヒトゲノム研究に関する基本原則」（平成12年6月14日科学技術会議生命倫理委員会）、「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」（平成12年4月28日厚生科学審議会先端医療技術評価部会）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成13年3月29日文部科学省・厚生労働省・経済産業省）、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日 文部科学省 厚生労働省）をそれぞれ遵守して、本学における当該研究の適切な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、研究試料とは、研究に用いる血液、組織、細胞、体液及び排泄物やこれらから抽出したDNA等の人の体の一部（死者から提供された試料を含む。）及び提供者の診療情報をいう。ただし、研究とその評価により学術的な価値が定まり、研究業績として十分に認められ、研究用に広く一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出したDNA等は除く。

(研究の基本)

第3条 研究は、生物学上、遺伝学上及び医学上の有意義な成果が見込まれるものでなければならない。

② 研究の実施及びその成果の応用は、倫理的、法的、及び社会的問題に十分配慮して行われなければならない。

(研究の承認)

第4条 本学の研究者は、研究を実施しようとするときは、次の各号に掲げる内容を記載した研究計画書を作成し、学長に提出しなければならない。

- 1 具体的な研究計画
- 2 予測される研究成果
- 3 研究試料提供者に対する説明事項
- 4 研究試料提供者に対して予測される不利益
- 5 研究試料の保存の必要性及びその方法
- 6 研究試料の廃棄の方法
- 7 個人情報の保護及び匿名化の方法
- 8 その他学長が必要と認める事項

② 学長は、兵庫医療大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会の審査を経て、当該研究者に対し、研究の実施を承認するものとする。

③ 前項により承認された研究者（以下「研究者」という。）が研究計画を変更しようとするときは、第1項の規定に準じて申し出なければならない。

(研究状況の報告)

第5条 研究者は、学長に対し、定期的に研究状況を報告しなければならない。

② 研究者は、研究試料提供者、その家族等の人権保護の観点から重大な懸念が生じたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 学長は、前2項の報告があったときは、委員会の意見を聴いたうえで、研究者に研究の実施方法の

改善、研究計画の変更又は研究の中止を命じることができるものとする。

(研究状況の調査)

第6条 学長は、研究試料提供者、その家族等の人権保護のため、必要に応じて外部有識者による研究状況の实地調査を行うものとする。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者は、研究を実施するにあたっては、研究試料提供者に対し、事前に十分な説明を行い、研究試料提供者の同意を得なければならない。

(研究試料の保存及び廃棄)

第8条 研究試料の保存及び廃棄については、研究試料提供者の同意に基づくものとし、研究計画書に記載された方法により行わなければならない。

(営利団体への研究試料等の提供)

第9条 研究者は、研究試料又はそれから得れた遺伝情報を営利を目的とする団体等に提供しようとするときは、研究試料提供者の同意を得たうえで、学長に申し出なければならない。

(個人情報の保護)

第10条 学長は、個人情報の厳格な保護を図るため、個人情報の管理に関し具体的な取扱い等を明示した指針を定めなければならない。

(個人情報管理者)

第11条 学長は、個人情報を管理するため、個人情報管理者を置かなければならない。

(研究公表の原則)

第12条 研究によって得られた成果は、個人情報及び研究に係る独創性若しくは知的財産権を害する恐れがあるものを除き、公表されることを原則とする。

② 研究者は、研究の意義、社会とその将来に果たす役割等について社会に対して十分な説明を行うよう努めなければならない。

(事務)

第13条 本規程に関する事務は、神戸キャンパス事務部が行うものとする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、大学協議会の意見を聴いて、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。(事務局組織の一部改組)

附 則

この改正は、平成29年5月30日から施行する。(倫理指針改正に伴う一部改正)

薬学研究科修了までのスケジュール

年次・月		学生	薬学研究科
入学 手 続 き ま で	4月	入学志望者事前相談 入学試験 入学手続き	薬学部学生進路希望調査 薬学部6年次学生への大学院設置計画説明 オープンキャンパスでの大学院設置計画説明 大学ホームページでの大学院設置計画説明 兵庫医科大学での大学院設置計画説明 第一回入学試験 合格者発表
	8月 10月 ～1月		
1 年 次	4月	入学時オリエンテーション 授業科目履修ガイダンス 研究指導に関するガイダンス 修了要件の説明・履修モデルの例示 指導教員の決定 履修登録	研究科委員会設置 履修指導 授業科目（専門基礎科目・専門演習科目・研究指導科目）の開講
	5～3月	授業科目（専門基礎科目・専門演習科目・研究指導科目）の履修	1年次成績判定
2 年 次	4月	履修登録	履修指導
	4～3月	授業科目（専門演習科目・研究指導科目）の履修	授業科目（専門演習科目・研究指導科目）の開講
	2月	研究指導科目に関する中間評価	研究指導科目の進捗状況の評価と指導
			2年次成績判定

年次・月		学生	薬学研究科
3 年 次	4月	履修登録	履修指導
	4~3月	授業科目（研究指導科目）の履修	授業科目（研究指導科目）の開講 3年次成績判定
4 年 次	4月	履修登録	履修指導
	4~3月	授業科目（研究指導科目）の履修	授業科目（研究指導科目）の開講
	1月 2月	博士論文提出 博士論文審査 最終試験	主査及び副査の決定 博士論文の審査 最終試験の実施
	3月	公聴会 学位授与	学位審査 学位授与

曜日	学年	時限	4/3	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24		
土	1年	I		先端医薬学特論 I (前田 初男)		先端医薬学特論 I (田中 明人、清水 忠)		先端医薬学特論 I (甲谷 繁)		先端医薬学特論 I (上田 寛樹)			先端医薬学特論 II (森山 雅弘)		先端医薬学特論 II (桂木 聡子)		先端医薬学特論 II (長野 基子)		先端医薬学特論 II (木下 淳)		
		II		先端医薬学特論 I (塚本 功司)		先端医薬学特論 I (芝崎 誠司)		先端医薬学特論 I (宮部 豪人)		先端医薬学特論 I (吉岡 英斗)			先端医薬学特論 II (田中 稔之)		先端医薬学特論 II (村上 雅裕)		先端医薬学特論 II (斎藤 あつ子)		先端医薬学特論 II (天野 学)		
		III									先端医薬学特論 I (補講日) G446			先端医薬学特論 II (大野 善也)						先端医薬学特論 II (補講日) G446	
		IV									先端医薬学特論 I (補講日) G446									先端医薬学特論 II (補講日) G446	
		V									先端医薬学特論 I (補講日) G446									先端医薬学特論 II (補講日) G446	
		VI																			
		VII																			
			7/31	8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	9/25										
土	1年	I			夏季休業					先端医薬学特論 III (田端 千春)	秋季学位授与式										
		II				先端医薬学特論 III (藤野 秀樹)															
		III																			
		IV																			
		V																			
		VI																			
		VII																			
曜日	学年	時限	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/13	11/20	11/27	12/4	12/11	12/18	12/25	1/1	1/8	1/15	1/22		
土	1年	I		日本薬学会関西支部 総会・大会		先端医薬学特論 III (九川 文彦)				先端医薬学特論 III (青木 俊二)	先端医薬学特論 III (南取 晋平)		先端医薬学特論 IV (山本 信史)	先端医薬学特論 IV (敷 毅)	先端医薬学特論 IV (小淵 修平)	大学入学 共通テスト	大学院入試				
		II		海鳥祭 ?		先端医薬学特論 III (清宮 健一)		先端医薬学特論 III (岩岡 恵実子)	先端医薬学特論 III (前田 拓也)		先端医薬学特論 IV (上田 晴康)	先端医薬学特論 IV (西山 信好)	先端医薬学特論 IV (大河原 知次)								
		III						先端医薬学特論 III (補講日) G446			先端医薬学特論 IV (辻野 健)			先端医薬学特論 IV (補講日) G446							
		IV								先端医薬学特論 III (補講日) G446				先端医薬学特論 IV (補講日) G446							
		V								先端医薬学特論 III (補講日) G446				先端医薬学特論 IV (補講日) G446							
		VI																			
		VII																			
			1/29	2/5	2/12	2/19	2/26														
土	1年	I			先端医薬学特論 IV (三浦 大作)																
		II			先端医薬学特論 IV (田中 康一)																
		III			先端医薬学特論 IV (補講日) G446																
		IV			先端医薬学特論 IV (補講日) G446																
		V			先端医薬学特論 IV (補講日) G446																
		VI																			
		VII																			

◎授業時限について
 I 時限：9:30~11:00
 II 時限：11:10~12:40
 III 時限：13:40~15:10
 IV 時限：15:20~16:50
 V 時限：17:00~18:30
 — 休憩(10分間) —
 VI 時限：18:40~20:10
 VII 時限：20:20~21:50

※各専門演習科目：時間・場所に関しては各演習科目担当者に確認。

※各研究指導科目：時間・場所に関しては各研究指導教員に確認。

和洋区分	契約種別	製品名・誌名	出版社名	備考	タイトル数
和	パッケージ	MedicalFinder	医学書院		54
和	パッケージ	メディカルオンライン	メテオ	アグリゲータ	1,385
和	単誌	Chemistry letters			1
和	単誌	Training journal			1
洋	パッケージ	ACS All Pubs	American Chemical Society		59
洋	パッケージ	Annual RSC Gold Package	Royal Society of Chemistry		49
洋	パッケージ	CINAHL	EBSCO	アグリゲータ	70
洋	パッケージ	Nature Journals	SpringerNature		16
洋	パッケージ	Nursing & Allied Health	ProQuest	アグリゲータ	1,440
洋	パッケージ	Ovid Nursing Full Text	Wolters Kluwer		54
洋	パッケージ	RUP 3titles Package	Rockefeller University Press		3
洋	パッケージ	Science online	AAAS		1
洋	パッケージ	ScienceDirect	Elsevier		1,010
洋	パッケージ	SpringerNature Core	SpringerNature		1,680
洋	パッケージ	Wiley Online Library	Wiley		1,507
洋	単誌	Age and ageing	Oxford University Press		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Cell Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Endocrinology and Metabolism	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Gastrointestinal and Liver Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Heart and Circulatory Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Lung Cellular and Molecular Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Regulatory, Integrative and Comparative Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Renal Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Sports Medicine	Sage Publications		1
洋	単誌	Annual Review of Immunology	Annual Reviews		1
洋	単誌	Blood	American Society of Hematology		1
洋	単誌	Current Protocols in Immunology	Wiley-Blackwell		1
洋	単誌	Current Protocols in Molecular Biology	Wiley-Blackwell		1
洋	単誌	Drug Metabolism and Disposition	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	Education in Chemistry	Royal Society of Chemistry		1
洋	単誌	Gerontologist	Oxford University Press		1
洋	単誌	Integrative Biology	Oxford University Press		1
洋	単誌	International Journal of Sport Nutrition and Exercise Metabolism	Human Kinetics Publishers		1
洋	単誌	JAMA : the journal of the American Medical Association	American Medical Association		1
洋	単誌	Journal of Biological Chemistry	American Society for Biochemistry and Molecular Biology		1
洋	単誌	Journal of Immunology	American Association of Immunologists		1
洋	単誌	Journal of Neuroscience	Society for Neuroscience		1
洋	単誌	Journal of Orthopaedic and Sports Physical Therapy	Orthopaedic Section American Physical Therapy Association		1
洋	単誌	Journal of Pharmacology and Experimental Therapeutics	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	Journals of Gerontology. Series A, Biological Sciences and Medical Sciences	Oxford University Press		1
洋	単誌	Journals of Gerontology. Series B, Psychological Sciences and Social Sciences	Oxford University Press		1
洋	単誌	Molecular Pharmacology	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	New England Journal of Medicine	Massachusetts Medical Society		1
洋	単誌	Oncology Nursing Forum	Oncology Nursing Society		1
洋	単誌	Pharmacological Reviews	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	Sports Health	Sage Publications		1
洋	単誌	Thorax	BMJ Publishing Group		1
洋	単誌	Toxicology Research	Oxford University Press		1
洋	単誌	Cancer Epidemiology, Biomarkers & Prevention	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Cancer Prevention Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Cancer Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Clinical Cancer Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Endocrinology	Endocrine Society		1
洋	単誌	Molecular Cancer Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Molecular Cancer Therapeutics	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America	National Academy of Sciences		1

電子リソースリスト（データベース）

和洋区分	製品名	出版社名
和	医中誌Web	医学中央雑誌刊行会
和	最新看護Web	日本看護協会
和	magazineplus	日外アソシエーツ
洋	The Cochrane Library	Wiley
洋	SciFinder	Chemical Abstracts Service
洋	Web of Science	Clarivate Analytics

電子リソースリスト（電子書籍）

和洋区分	書名	著編者名	出版者名
和	脳・神経系疾患	祖父江, 元	中山書店
和	呼吸器疾患	貫和, 敏博	中山書店
和	循環器疾患	永井, 良三	中山書店
和	消化管疾患	千葉, 勉	中山書店
和	肝・胆・膵疾患	井廻, 道夫	中山書店
和	腎疾患と高血圧	佐々木, 成	中山書店
和	代謝疾患・内分泌疾患	中尾, 一和	中山書店
和	糖尿病と合併症	南條, 輝志男	中山書店
和	血液・造血器疾患	北村, 聖	中山書店
和	微生物と感染症	岩本, 愛吉	中山書店
和	免疫・アレルギー疾患	山本, 一彦	中山書店
和	精神疾患	加藤, 進昌	中山書店
和	認知症	武田, 雅俊	中山書店
和	新生児・小児科疾患	原, 寿郎	中山書店
和	産科疾患	岡村, 州博	中山書店
和	婦人科疾患	神崎, 秀陽	中山書店
和	老人の医療	井藤, 英喜	中山書店
和	運動器疾患	中村, 利孝	中山書店
和	皮膚科疾患	中川, 秀己	中山書店
和	眼科疾患	水流, 忠彦	中山書店
和	耳鼻咽喉科疾患	喜多村, 健	中山書店
和	泌尿・生殖器疾患	奥山, 明彦	中山書店
和	歯科口腔系疾患	山本, 悦秀	中山書店
和	腫瘍の臨床	今井, 浩三	中山書店
和	救急	中谷, 壽男	中山書店
和	麻酔科学	弓削, 孟文	中山書店
和	リハビリテーション・運動療法	岡島, 康友	中山書店
和	薬物療法	安原, 真人	中山書店
和	栄養療法・輸液	武田, 英二	中山書店
和	人体の構造と機能	塩田, 浩平	中山書店
和	医学と分子生物学	小島, 至	中山書店
和	医療面接から診断へ	福井, 次矢	中山書店
和	Alternative medicine	長尾, 和治	中山書店
和	医療人間学	坪井, 康次	中山書店
和	医療と社会	山崎, 美貴子	中山書店
和	EBNと臨床研究	福井, 次矢	中山書店
和	実践R統計分析	外山, 信夫	オーム社
和	看護の時代：看護が変わる医療が変わる	日野原, 重明	日本看護協会出版会
和	「複雑ネットワーク」とは何か：複雑な関係を読み解く新しいアプローチ	増田, 直紀	講談社
和	2020 衛生試験法註解	日本薬学会	金原出版
洋	Encyclopedia of human behavior	Ramachandran, V. S.	Elsevier
洋	Comprehensive chirality	Carreira, Erick Moran	Elsevier
洋	Encyclopedia of microbiology	Schaechter, Moselio	Tokyo : Elsevier/Academic Press
洋	Comprehensive Physiology		Wiley-Blackwell

大学院学生研究室等整備状況

研究科名	室名	部屋番号	場所	面積 (㎡)	整備状況	
講義室	講義室1 看護	G443	G棟4F	35	ノートPC	1
					机	9
					椅子	18
					棚	1
					ホワイトボード	1
					プロジェクター台	1
					メールBOX	1
					スクリーン	1
					ゴミ箱	1
					レポート提出BOX	1
講義室	講義室2 薬学	G446	G棟4F	29.1	ノートPC	1
					机	2
					椅子	14
					棚	1
					ホワイトボード	1
					プロジェクター台	1
					メールBOX	—
					スクリーン	1
					ゴミ箱	1
					講義室	講義室3 医療
椅子	18					
棚	1					
ホワイトボード	1					
プロジェクター台	1					
メールBOX	—					
スクリーン	1					
ゴミ箱	1					
レポート提出BOX	1					
薬学 研究科	院生室	P205	P棟2F	118.61		
					PC机	4
					プリンター(複合機)	2
					院生机	12
					棚	12
					ロッカー	12
					椅子(青)	12
看護学 研究科	院生室	P205	P棟2F	118.61	デスクトップPC	3
					PC机	5
					プリンター(複合機)	3
					院生机	22
					棚	22
					ロッカー	26
					椅子(青)	9
					椅子(グレー)	4
医療科学 研究科	院生室	G313	G棟3F	49.59	ノートPC	2
					PC机	2
					プリンター(EPSON LP-M5300)	1
					プリンター(canon LBP3100)	2
					院生机	9
					棚	9
					ロッカー 2、外に6	8
					ホワイトボード	1
					椅子(青)	9
	椅子(グレー)	—				
	院生室	G312	G棟3F	49.59	ノートPC	1
					PC机	3
					プリンター(EPSON LP-M5300)	1
					プリンター(canon LBP3100)	1
					院生机	7
					棚	7
					ロッカー8、外に2	10
椅子(青)					7	
椅子(グレー)	7					

兵庫医科大学内部質保証会議規程

(趣旨)

第1条 兵庫医科大学学則第3条及び兵庫医科大学大学院学則第3条に基づき、兵庫医科大学（兵庫医科大学大学院を含む。以下「本学」という。）における教育・研究水準の向上と活性化を図り、本学の目的及び使命並びに社会的使命を達成するため、本学における教育、研究、診療及び管理運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、もって本学の内部質保証の全学的取り組みを行う。

(設置)

第2条 前条の趣旨を達成するために、本学に兵庫医科大学内部質保証会議（以下「内部質保証会議」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 内部質保証会議は、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- 1 自己点検・評価及び内部質保証の実施体制に関する事項
 - 2 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
 - 3 本学の使命や各種方針・ポリシーの点検・策定に関する事項
 - 4 センター及び委員会等の自己点検・評価の総括に関する事項
 - 5 自己点検・評価年次報告書の作成及び改善方策の策定に関する事項
 - 6 学校教育法に定められた認証評価など外部評価に関する事項
 - 7 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓蒙活動に関する事項
 - 8 その他自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項
- ② 内部質保証会議は前項の事項に関して、実施した内容を自己点検・評価しなければならない。

(組織)

第4条 内部質保証会議は、次に掲げる構成員から組織される。

- 1 学長
 - 2 副学長
 - 3 教員役職者（図書館長、学生部長、教務部長、先端医学研究所長、入試センター長、医学教育センター長及び国際交流センター長）
 - 4 大学院委員会委員長
 - 5 学長に指名された教員 若干名
 - 6 学務部長
 - 7 IR担当事務部長
- ② 前項第5号は学長が委嘱し、任期は委嘱された年の年度末までとし、再任することができる。
- ③ 第3条第3項の審議の際には、学生の代表を会議に参加させることとする。また、その他の審議事項において学生の参加が望ましいと委員長が判断する場合は、適宜参加させることとする。

(議長及び副議長)

第5条 内部質保証会議に議長及び副議長を置く。

- ② 議長は学長とする。また、副議長は内部質保証担当副学長とする。
- ③ 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 議長は、内部質保証会議を招集し、その運営にあたる。

- ② 内部質保証会議は、構成員の過半数の出席をもって成立とする。
- ③ 内部質保証会議は、必要に応じて構成員以外の者(学外者を含む。)の出席を求めて意見を聴くことができる。

(副学長の責務)

第7条 各センター及び委員会等の自己点検・評価は、各副学長がその職責に応じて、内部質保証会議が示す方針に基づき、主体的かつ具体的に実施するものとする。

- ② 副学長の職責については別に定める。
- ③ 副学長は、自己点検・評価の経過及び結果について、内部質保証会議に適宜報告しなければならない。

(自己点検・評価結果の活用)

第8条 内部質保証会議は、副学長等からの報告を取りまとめ、内部質保証評価会議へ諮問し答申を受け、これにより年次報告書を完成させ、大学運営会議に報告するものとする。

- ② 学長は、前項の年次報告書を理事会に提出するものとする。
- ③ 内部質保証会議は、自己点検・評価結果を踏まえ、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価項目、評価結果の活用等につき定期的に見直し、必要に応じて改善方策を策定の上、センター及び委員会等へ助言し、改善に努めるものとする。
- ④ 兵庫医科大学の教職員並びにセンター及び委員会等は、自己点検・評価結果を真摯に受け止め、教育、研究、診療及び管理運営等の改善に努めなければならない。
- ⑤ 学長は、必要に応じて学外者から年次報告に対する意見を聴くことができる。
- ⑥ 第1項の内部質保証評価会議については別に定める。

(事務)

第9条 内部質保証会議に関する事務は、IR室が行う。センター及び委員会等の自己点検・評価に関する事務は、各組織の主管部署が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が発議し、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、学長が決定し、常務会に報告する。

附 則

この規程は、平成28年2月19日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、兵庫医科大学自己点検・評価委員会規程（平成8年2月26日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年1月14日から施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。

兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する内規

(設置)

第1条 内部質保証会議が取りまとめた報告に対し、第三者の視点による客観評価を行うことで、内部質保証の質を維持、向上させるため、兵庫医科大学内部質保証会議規程第8条に基づき、兵庫医科大学内部質保証評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 評価会議は、次の各号で構成し、学長が委嘱する。

- | | | |
|---|-------|------|
| 1 | 副学長 | 1名 |
| 2 | 専任教員 | 2名 |
| 3 | 事務局職員 | 2名 |
| 4 | 本学学生 | 2名 |
| 5 | 同窓会会員 | 3名 |
| 6 | 学外評価者 | 5名程度 |

- ② 前項第1号は学長の指名により、第2号及び第4号及び第6号は議長の指名により、第3号は事務局長の指名により、第5号は本学専任教員を除いた同窓会会員から同窓会会長の指名によるものとする。但し、第6号は医学教育に通じた学識経験者を含む本学と利害関係の無い学外の個人とする。
- ③ 第2号から第6号の任期は委嘱された年の年度末までとし、再任することができる。
- ④ 副学長を除き、内部質保証会議と評価会議の兼任は不可とする。

(運営)

第3条 評価会議には議長及び副議長を置く。

- ② 議長は副学長とし、副議長は議長の指名による。
- ③ 議長は会議を招集し、その進行にあたる。
- ④ 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。
- ⑤ 評価会議は、構成員の過半数並びに学外評価者の過半数の出席をもって成立とする。

(事務)

第4条 評価会議に関する事務は、IR室が行う。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、学長が発議し、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2020年1月14日から施行する。

兵庫医療大学の内部質保証に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学兵庫医療大学（以下「本学」という。）における内部質保証について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「内部質保証」とは、本学がその理念や目的を実現するため、自らが行う教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的・恒常的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことについて、自らの責任において保証し、それらの取組及び結果を社会に示していくことをいう。

(内部質保証の体制)

第3条 本学に、内部質保証に責任を負う組織として兵庫医療大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議及び実施にあたる。

- 1 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
- 2 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- 3 自己点検・評価活動における各学部、研究科及び各部局への指示
- 4 自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく全学にかかわる改善を要する事項の改善方法の検討
- 5 その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 副学長
- 2 学部長
- 3 共通教育センター長
- 4 大学院研究科長
- 5 教務部長
- 6 学生部長
- 7 神戸キャンパス事務部長
- 8 その他学長が委嘱する者

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1号委員から学長が指名する。

- ② 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- ③ 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した副学長がその職務を代行する。

(任期)

第7条 前条に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

- ② 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第10条 委員会は、本学の内部質保証に係る基本方針及び方策並びにそれらに関する審議・実施内容を学長に報告する。

- ② 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて、委員会に対し、改善指示を行うものとする。
- ③ 学長は、必要に応じて、委員会に対して、自ら報告を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、神戸キャンパス事務部において処理する。

(部局の内部質保証委員会)

第12条 部局に、部局の内部質保証委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

- ② 部局委員会を置く部局は、委員会が別に定める。
- ③ 部局委員会に、責任者を置く。
- ④ 部局委員会の名称、構成員、任期等については、委員会が別に定める基準を基本として、当該部局が別に定める。
- ⑤ 部局委員会は、当該部局の質保証を統括するとともに、向上及び改善に係る措置を講ずるものとする。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、大学協議会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

- ① この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- ② 兵庫医療大学自己点検・評価委員会規程（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

「学校教育法施行規則第 172 条の 2」等に規定する教育情報の公表について

情報の公表ページ

<https://www.huhs.ac.jp/about/publish>

〔第 1 号関係〕《大学の教育研究上の目的に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
建学の精神他	ホーム > 大学案内 > 建学の精神・教育理念・沿革	https://www.huhs.ac.jp/about/education/
学部、学科、研究科の目的	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish

〔第 2 号関係〕《教育研究上の基本組織に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
学部、学科、研究科の名称	ホーム > 学部・大学院	https://www.huhs.ac.jp/faculty
学部、学科、研究科の定員	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 収容定員・入学者数・在学生数・卒業生数	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/capacity
教育研究上の基本組織概要	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish

〔第 3 号関係〕《教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
教員組織、各教員が有する学位及び業績	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish
年齢別・職階別専任教員数	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の詳細情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/teacher-age2020.pdf
専任教員と非常勤教員の比率	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の詳細情報	学部 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/12/students_per_teacher2020_01_document.pdf 大学院 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/students_per_teacher2020_document.pdf
研究業績	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	http://ofcach.ofc.huhs.ac.jp/hhshp/KgApp
教員担当授業科目	ホーム > 学生生活 > シラバス・教務便覧	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/syllabus

[第4号関係]《入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
アドミッションポリシー	ホーム > 大学案内 > 3つのポリシー・各種方針	https://www.huhs.ac.jp/about/policy
収容定員、入学者数、在学学生数、卒業生数等	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/capacity/
卒業生の進路・就職先	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/career-design/results/
学科別就職率一覧	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/08/employment_rate.pdf
国家試験結果	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	薬学部 医療薬学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/pharmacy/results 看護学部 看護学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/nursing/results リハビリテーション学部 理学療法学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/rehabilitation/pt/results リハビリテーション学部 作業療法学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/rehabilitation/ot/results

[第5号関係]《授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
カリキュラム・ポリシー	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/policy/
教育課程	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	薬学部 医療薬学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-pharmacy_01.pdf 看護学部 看護学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-nurse_01.pdf リハビリテーション学部 理学療法学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-pt_01.pdf リハビリテーション学部 作業療法学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-ot_01.pdf 薬学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/course-science_pharmacy.pdf 看護学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/course-science_nurse.pdf 医療科学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/course-

		science_medical.pdf
シラバス（年間授業計画、 単位認定評価基準・評価 方法含む）	ホーム> 大学案内> 情報の公表 > 修 学上の情報	https://cswb.ofc.huhs.ac.jp/syex/index.html

[第6号関係] 《学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
ディプロマ・ポリシー	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/policy/
卒業要件等学部学科	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/elements.pdf
修了要件等大学院研究科	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate/
学位授与数（学部・大学 院）	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/number_of_degrees_awarded_2020_docment.pdf
大学院論文審査基準（大 学院研究科）	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate_examination_criteria

[第7号関係] 《校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること》

掲載内容	掲載場所	URL
校地、校舎概要 構成施 設、面積など	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/schoolhouse/
キャンパスツアー	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/photo
課外活動状況	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/club/
交通アクセス	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/access/
学校法人兵庫医科大学 施設および延床面積	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.corp.hyo-med.ac.jp/library/guide/pdf/floor-taishin_2020.pdf

[第8号関係] 《授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること》

掲載内容	掲載場所	URL
学費・その他の費用	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/admission/pay

[第9号関係] 《大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
進路選択支援体制	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/
学生保健管理体制	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/health-facilities/
修学実態調査	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/stateofstudy
「高等教育の修学支援新制度」に係る機関要件確認申請書	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/09/Scholastic-Support.pdf
兵庫医療大学における障がい学生支援に関するガイドライン	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/12/support_guidelines.pdf
グローバル教育への取り組み	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/global/

[第3項関係] 《大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報》

掲載内容	掲載場所	URL
大学院論文審査基準 (大学院研究科)	ホーム > 大学案内 > 情報の公表> 大学院論文審査基準 (大学院研究科)	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate_examination_criteria

[その他の公開情報]

掲載内容	掲載場所	URL
財務諸表	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 財務情報	http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/
学則	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > その他の情報	兵庫医療大学学則 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/gakusoku_202004.pdf 兵庫医療大学大学院学則 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/daigakuin_gakusoku_202004.pdf
設置認可申請関係	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > その他の情報	設置認可申請書大学 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/settininkasinseisyo.pdf 設置認可申請書看護学研究科・医療科学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/application-guraduate.pdf 設置認可申請書薬学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/application-guraduate-yaku.pdf
大学評価認証評価、自己点検・評価活動	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > その他の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/authentication

教育上の目的に応じ 学生が修得すべき知 識及び能力に関する 情報	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish
---	-------------------------------	---

兵庫医療大学教育支援室規程

(設置)

第1条 兵庫医療大学（以下「本学」という。）に兵庫医療大学教育支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、本学の薬学部、看護学部、リハビリテーション学部及び共通教育センター（以下「学部等」という。）における教育体制を支援する。

(業務)

第3条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- 1 学部等における教育の質の向上に関する事
- 2 教学改善に係るIR（Institutional Research）活動に関する事
- 3 履修支援対象者対策及び成績優秀者へのアドバンスト教育に関する事
- 4 兵庫医科大学との連携を中心とした多職種連携教育に関する事
- 5 教職員のFD・SDに関する事
- 6 高大接続教育に関する事
- 7 教育に関する情報ツールの開発・利用促進に関する事
- 8 教育評価（教員評価を含む。）に関する事

(部門)

第4条 支援室に前条第1項第2号から第6号までの業務を遂行するために、次の部門を置く。

- 1 IR部門
 - 2 高大接続教育・学習支援部門
 - 3 多職種連携教育推進部門
 - 4 FD・SD部門
- ② 各部門の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 支援室に次に掲げる教職員を置き、学長が委嘱する。

- 1 室長
- 2 副室長
- 3 部門長
- 4 事務職員 若干名
- 5 その他室長が必要と認めた者

(室長・副室長)

第6条 室長は、教育担当副学長がこれに当たる。

② 副室長は、室長が指名し、学長が決定する。

(部門長)

第7条 部門長は、室長の推薦に基づき、大学協議会の意見を聴いて、学長が決定する。

② 部門長は、関係部門に係る業務を掌理する。

(任期)

第8条 室長以外の者の任期は、2年間とする。ただし、再任することができる。

(運営会議)

第9条 室長は、支援室の円滑な運営を図るため、定期的に教育支援室運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。

② 運営会議は、第5条に規定する組織員で構成する。

③ 室長は、運営会議を招集し、議長となる。

(事務)

第10条 支援室に関する事務は、神戸キャンパス事務部教育支援課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が発議し、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

兵庫医療大学教育支援室部門内規

(趣旨)

第1条 この内規は、兵庫医療大学教育支援室規程（以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、IR部門、高大接続教育・学習支援部門、多職種連携教育推進部門及びFD・SD部門（以下「部門」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部門は、教育支援室の目的を達成するため、規程第3条第1項第2号から第6号までの業務について具体の活動計画を策定し、実践することを目的とする。

(組織)

第3条 部門に次の各号に掲げる教職員を置き、学長が委嘱する。

[IR部門]

- 1 部門長
- 2 学部及び共通教育センター教員 各1名
- 3 IR専従の教員 1名
- 4 事務職員 若干名

[高大接続教育・学習支援部門]

- 1 部門長
- 2 学部及び共通教育センター教員 各1名

[多職種連携教育推進部門]

- 1 部門長
- 2 薬学部教員（薬剤師有資格者） 1名
- 3 看護学部教員（看護師有資格者） 1名
- 4 リハビリテーション学部教員（理学療法士又は作業療法士有資格者） 1名
- 5 共通教育センター教員 1名

[FD・SD部門]

- 1 部門長
- 2 学部及び共通教育センター教員 各1名
- 3 事務職員 若干名

(任期)

第4条 組織員以外の組織員の任期は、2年間とする。ただし、再任することができる。

(部門会議)

第5条 部門の円滑な運営を図るため、必要に応じて部門会議を開くものとする。

② 部門長は、部門会議の内容及び部門の活動状況等について、随時、教育支援室長及び学長に報告するものとする。

(事務)

第6条 部門に関する事務は、神戸キャンパス事務部教育支援課が行う。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、大学協議会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

2019年度 兵庫医療大学FD・SD研修実施一覧

区分	担当部署等	テーマ	実施日	講演者	主な対象者	参加者数(名)
全学的研修	総務課	2019年度 全学教職員集会(第1回)	2019年4月9日	学内教員	全教職員	154
		2019年度 全学教職員集会(第2回)	2019年12月24日	学内教員 学内事務職員	全教職員	146
	教育支援室 FD・SD部門	全学FD・SDワークショップ 「多様な学生に対する教育や指導のあり方について」	2020年3月18日	学外講師 学内教員	全教員、監督職以上事務職員	132
		全学FD・SDワークショップ「森村茂樹と建学の精神」	2020年3月18日	学外講師	全教員、監督職以上事務職員	138
所属別研修	薬学部	授業改善に係る学生参画FD(薬学4～6年)	2019年9月26日	-	学部教員	5
		授業改善に係る学生参画FD(薬学2・3年)	2019年9月26日	-	学部教員	7
		授業改善に係る学生参画FD(薬学1年)	2019年9月30日	-	学部教員	3
		医薬品医療機器等法(旧薬事法)等改正は 薬学部教育にどのような変革をもたらすか	2020年2月27日	学内教員	学部教員	41
		薬学部FD講演会 兵庫医科大学病院での実務実習	2020年3月5日	学内教員	学部教員	42
	看護学部	授業改善に係る学生参画FD	2019年8月23日	学内教員	学部教員	6
		効果的なアクティブラーニングとその評価	2020年2月26日	学外講師	学部教員	33
		保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に向けた検討	2020年3月12日	学内教員	学部教員	34
	リハビリテーション学部	腎不全と理学療法	2019年5月30日	学内教員	学部教員	21
		脳卒中片麻痺患者のトイレでのズボン上げ	2019年7月4日	学内教員	学部教員	19
		痛みとは？	2019年8月1日	学内教員	学部教員	21
		大学教員として大学を深く理解する ～私立大学等改革総合支援事業及び 大学基準協会による大学評価～	2019年9月26日	学内教員	学部教員	19
		リーダーシップとは？ ～大学におけるリーダーシップ教育～	2019年10月24日	学内教員	学部教員	19
		国際精神腫瘍学会の発表について	2019年11月7日	学内教員	学部教員	22
脳卒中後遺症者の病的共同運動		2019年12月5日	学内教員	学部教員	18	
臨床参加型実習～臨床現場の視点から～		2020年3月10日	学外講師	学部教員	20	

所属別研修	共通教育センター	共通教育センター授業改善のための学生参加型FD	2019年9月27日	学内教員	学部教員	15
		『リーディングスキルフォーラム2019』参加報告	2020年1月9日	学内教員	学部教員	11
		地域交流プロジェクト『脳と心の健康チェック』実践報告	2019年2月13日	学内教員	学部教員	12
	大学院薬学研究科	アンガーマネジメント&アサーティブコミュニケーション	2019年11月14日	学外講師	研究科教員	38
	大学院看護学研究科	公正な研究活動について事例から学ぶ	2019年11月14日	学内教員	研究科教員	12
	大学院医療科学研究科	大学院教育の在り方、大学院生のキャリア形成に向けての取り組み	2019年10月31日	学外講師	研究科教員	22
テーマ別研修	教育支援課	消費税研修会（DVD講習）	2019年9月20日	学外講師	全教職員	16
		2020年度シラバス作成方法に関するFD	2019年11月11日	学内教員	全教員	78
		2020年度シラバス作成方法に関するFD（DVD講習）	2019年11月14日	学内教員	全教員	9
		2020年度シラバス作成方法に関するFD（DVD講習）	2019年11月14日	学内教員	全教員	3
		2020年度シラバス作成方法に関するFD（DVD講習、レポート提出）	2019年11月15日	学内教員	全教員	24
		消費税研修会（DVD講習）	2019年9月10日	学外講師	全教職員	23
	教育支援室	1. 成績評価に関するFD 2. 教育支援室報告会	2019年9月13日	学外講師 学内教員	全教員	74
		1. 成績評価に関するFD 2. 教育支援室報告会（DVD講習）	2019年11月7日	学外講師 学内教員	全教員	18
		1. 成績評価に関するFD 2. 教育支援室報告会（DVD講習）	2019年11月8日	学外講師 学内教員	全教員	13
	教育支援室 教育委員会 図書館委員会 （共催）	著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年6月13日	学外講師	全教職員	11
		著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年6月19日	学外講師	全教職員	19
		著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年6月20日	学外講師	全教職員	10
		著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年9月17日	学外講師	全教職員	8
	図書課	オープンアクセス・オープンサイエンス時代の著作権法	2020年2月28日	学外講師	全教員	47
		オープンアクセス・オープンサイエンス時代の著作権法（DVD講習）	2020年3月16日	学外講師	全教員	22
	総務課	新任教員FD	2019年4月2日	学内教員	新入教員	11
	入試・広報課	2019年度入試結果分析および入試・模試データからみた 兵庫医療大学の状況について	2019年7月1日	学外講師	全教職員	43
	研究支援課	2019年度「公正研究推進FD・SD研修会」 第1部：公的研究費執行に関する説明会 第2部：神戸医療産業都市推進機構ワーカー推進センターの活動紹介	2019年8月30日	学外講師 学内事務職員	全教員	98



2019年度兵庫医療大学大学院 薬学研究科教育FDセミナー

日時：2019年11月14日（木）
教授会終了後

場所：M106

DVD講演会 & グループディスカッション

講師：蓮沼 直子 教授

兵庫医科大学招聘教授

広島大学 医学部附属医学教育センター 教授、

米国NLP※協会認定マスタープラクティショナー

演題：「アンガーマネジメント & アサーティブ
コミュニケーション」

大学院教育においては、教員と学生の1対1の指導が行われることが多く、研究方法や、結果の解釈、今後の方針などについて、時には学生と議論を戦わせる必要もあることでしょう。そのようなとき、つい熱が入りすぎて、うまく伝わらないことにイライラして、怒りを感じてしまうこともあるかもしれません。しかし、感情的になって指導をしても、効果がないばかりか、アカデミックハラスメントと受け取られてしまうことすらあるかもしれません。それでは、怒りなどの感情をコントロールし、学生の成長を促す指導につなげるには、どのようにすればいいのでしょうか。本講演とその後のグループディスカッションを通じて、どのように怒りをコントロールし、適切に自分の思いを伝えるのかを学んでいただきたいと思います。

連絡先：薬学研究科・辻野 健（内線 ）



2020年度兵庫医療大学大学院 薬学研究科教育FDセミナー

日時：2021年2月25日(木)

16:00～17:00

場所：M112(座席指定)

オンライン講演会

講師：川崎 郁勇 教授

武庫川女子大学薬学部 薬化学I講座

武庫川女子大学大学院薬学研究科 薬学専攻長

武庫川女子大学薬学部 FD委員長

演題：「6年制薬学教育と大学院教育・研究(仮)」

連絡先：薬学研究科・辻野 健(内線)



2020年度兵庫医療大学 大学院薬学研究科 研究セミナー&大学院特別講義

日時：2021年3月11日(木) 16:00～17:00

場所：M113(オンライン中継)

講師：江本 憲昭 先生

神戸薬科大学 臨床薬学研究室 教授

神戸大学大学院医学研究科

循環器内科学分野 客員教授

演題：「エンドセリンのトランスレーショナル
研究：分子の同定から肺高血圧、慢性腎臓
病への臨床応用まで」

江本憲昭先生はエンドセリンの発見者である柳沢正史先生の下で研究を始められ、エンドセリン変換酵素の同定・遺伝子の単離などにより、AHA(米国心臓協会)のKatz賞の優秀賞を受賞されるなど、目覚ましい成果を上げてこられました。臨床医としても高血圧症・肺高血圧症の専門医として豊富な経験を有しておられます。今回はエンドセリンの発見から臨床応用に至るまで、貴重なお話しが伺えるものと思います。奮ってご参加ください。

連絡先：薬学研究科・辻野 健(内線)